

置戸町耐震改修促進計画

平成 29 年 4 月

置戸町

置戸町耐震改修促進計画

～ 目 次 ～

1 はじめに.....	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画策定の目的.....	4
1-3 計画の位置づけ.....	4
1-4 対象区域及び対象住宅・建築物、対象人口	5
1-5 計画期間	6
2 置戸町の概要.....	7
2-1 町の地理的条件.....	7
2-2 自然条件	8
2-3 地勢・地質	8
2-4 人口の動向	9
2-5 地震履歴	9
3 置戸町において想定される地震による被害状況	10
3-1 想定地震	10
(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)	10
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)	12
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)	13
3-2 想定地震による揺れ.....	14
(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)	14
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)	15
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)	16
(4) 揺れやすさマップ.....	17
3-3 被害評価手法.....	18
(1) 住宅・建築物被害の評価手法	18
(2) 人的被害の評価手法.....	20
3-4 想定地震による建築物の被害及び人的被害	21
(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)	21
(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)	21
(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)	22
(4) 危険度マップ	22

4 建築物の耐震化の現状	26
4-1 住宅建築物における耐震化の現状	26
(1) 公共建築物	26
(2) 民間建築物	27
(3) 耐震化の現状	28
4-2 特定建築物における耐震化の現状	30
(1) 第1号特定建築物	33
(2) 第2号特定建築物	34
(3) 第3号特定建築物	34
(4) 耐震化の現状	34
4-3 多数の者が利用する建築物における耐震化の現状	36
(1) 公共建築物	36
(2) 民間建築物	38
(3) 耐震化の現状	39
4-4 避難施設における耐震化の現状	41
5 建築物の耐震化の目標及び取り組み方針	44
5-1 耐震化の目標	44
5-2 公共建築物における耐震化の取り組み方針	45
(1) 優先的に耐震化すべき建築物	45
(2) 重点的に耐震化すべき建築物	45
(3) 住宅建築物	45
(4) 多数の者が利用する建築物	45
(5) 避難施設	46
5-3 耐震化を促進すべき民間建築物	47
(1) 耐震化に向けた総合的な取り組み	47
(2) 耐震診断及び耐震改修に関する基本的考え方	47
(3) 耐震化を促進すべき住宅棟数	48
(4) 耐震化を促進すべき多数の者が使用する建築物	49
6 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	50
6-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系	50
(1) 耐震診断及び耐震改修に係わる相談体制の整備	50
(2) 耐震診断及び耐震改修に係わる情報提供の充実	50
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進のための所有者への支援	51
(4) 住宅売買時における耐震化の促進	51
(5) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進	52
6-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発及び知識の普及	54
(1) 危険度マップの作成・公表	54
(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のパンフレット作成・配布	54
(3) 町内会などとの連携	54

1 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成 7 年(1995 年)1 月に発生した兵庫県南部地震「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」¹⁾(以下「耐震改修促進法」という。)が制定され、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとされた。その後、平成 18 年に「耐震改修促進法」が改正され、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」²⁾(以下、「国の基本方針」という。)に基づき、都道府県には当該区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、北海道は同年 12 月に計画期間を 10 か年とした「北海道耐震改修促進計画」³⁾(以下、「北海道耐震計画」という。)を策定した。置戸町においても、「耐震改修促進法」に基づき、平成 23 年 2 月に計画期間を 5 か年とした「置戸町耐震改修促進計画」(以下、「前計画」という。)を策定したものである。

「前計画」では、耐震化された住宅及び多数の者が利用する建築物の割合を平成 27 年度までに少なくとも 90%にすることを目標に掲げ、目標の達成に向けて、「安心して耐震診断・改修が行える環境整備」や「住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及」を施策の基本方針として、置戸町における住宅や建築物の耐震化の着実な促進を図ることとしたところである。

「前計画」の見直し時期を迎えたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震及び津波により、建築物の損壊はもとより、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらすなど、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化している。国では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を見直すとともに、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されていることなどから、平成 25 年 11 月に「耐震改修促進法」を改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物への耐震診断を義務付けるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとした。

こうした状況を踏まえ、地震による被害の軽減を図り、町民の安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「前計画」を見直し、「新計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号 最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号

2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」

平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号 最終改正：平成 28 年 3 月 25 日

3) 「北海道耐震改修促進計画」

平成 18 年 12 月 北海道策定 最終改正：平成 28 年 5 月

表 1-1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に向けた動きと主な地震

法改正の動き		最大深度 6 弱以上を記録した地震	
H07.10.27	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」公布	H07.01.17	兵庫県南部地震
H07.12.25	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行		
		H09.05.13	鹿児島県薩摩地方の地震
		H10.09.03	岩手県内陸北部の地震
		H12.07.01	新島・神津島近海の地震
		H12.07.15	新島・神津島近海の地震
		H12.07.30	三宅島近海の地震
		H12.10.06	鳥取県西部地震
		H13.03.24	芸予地震
		H15.05.26	宮城県沖の地震
		H15.07.26	宮城県北部の地震
		H15.09.26	十勝沖地震
		H16.10.23	新潟県中越地震
H17.02.25	住宅・建築物の地震防災推進会議の設置		
		H17.03.20	福岡県西方沖地震
H17.03.30	中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後10年間で東海地震などの死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から9割とすることが必要		
H17.06.10	住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から9割とすることを目標 ・耐震改修促進法などの制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 など		
		H17.08.16	宮城県沖の地震
H17.09.27	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院など公共建築物などの耐震化の促進		
H17.10.28	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」成立		
H17.11.07	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の公布		
H18.01.25	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の告示		
H18.01.26	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行		
		H19.03.25	石川県能登半島地震
		H19.07.16	新潟県中越沖地震

H22.06.18	新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～閣議決定 ・住宅耐震化率 平成 32 年目標 95%	H20.06.14	岩手・宮城内陸地震
		H20.07.24	岩手県沿岸北部の地震
H25.05.29	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の公布		
H25.10.29	改正「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の公布		
	・住宅耐震化率 平成 32 年目標 95%		
H25.11.25	改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の施行	H23.3.11	東北地方太平洋沖地震
	・不特定多数、避難に配慮を要する者が利用する大規模建物等の耐震診断の実施と結果報告を義務付け(要緊急安全確認大規模建築物) ・防災拠点や避難路沿道の建築物の耐震診断の義務付けが都道府県や市町村により可能に(要安全確認計画記載建築物) ・認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例設置 ・耐震性に係る表示制度の創設 ・区分所有建築物の耐震改修に係る議決要件の緩和		
H28.03.25	改正「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の公布		
	・多数の者が利用する建築物耐震化率 平成 32 年目標 95%		
		H28.4	熊本地震

1-2 計画策定の目的

大地震が発生した場合に、住宅・建築物倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するためには、迅速かつ着実に住宅・建築物の耐震改修を促進していく必要がある。

そのため、「本計画」は、具体的な目標を設定し、目標の達成のために必要な施策を定め、計画的に町内における住宅・建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

1-3 計画の位置づけ

「本計画」は、「耐震改修促進法」第6条⁴⁾の規定に基づき定めるものとする。

「耐震改修促進法」のほか、「国の基本方針」や「北海道耐震計画」を踏まえるとともに、「第5次置戸町総合計画」、「置戸町地域防災計画」、「置戸町公共施設等総合管理計画」や置戸町の上位計画及び関連計画と連携を取りながら定めるものとする。

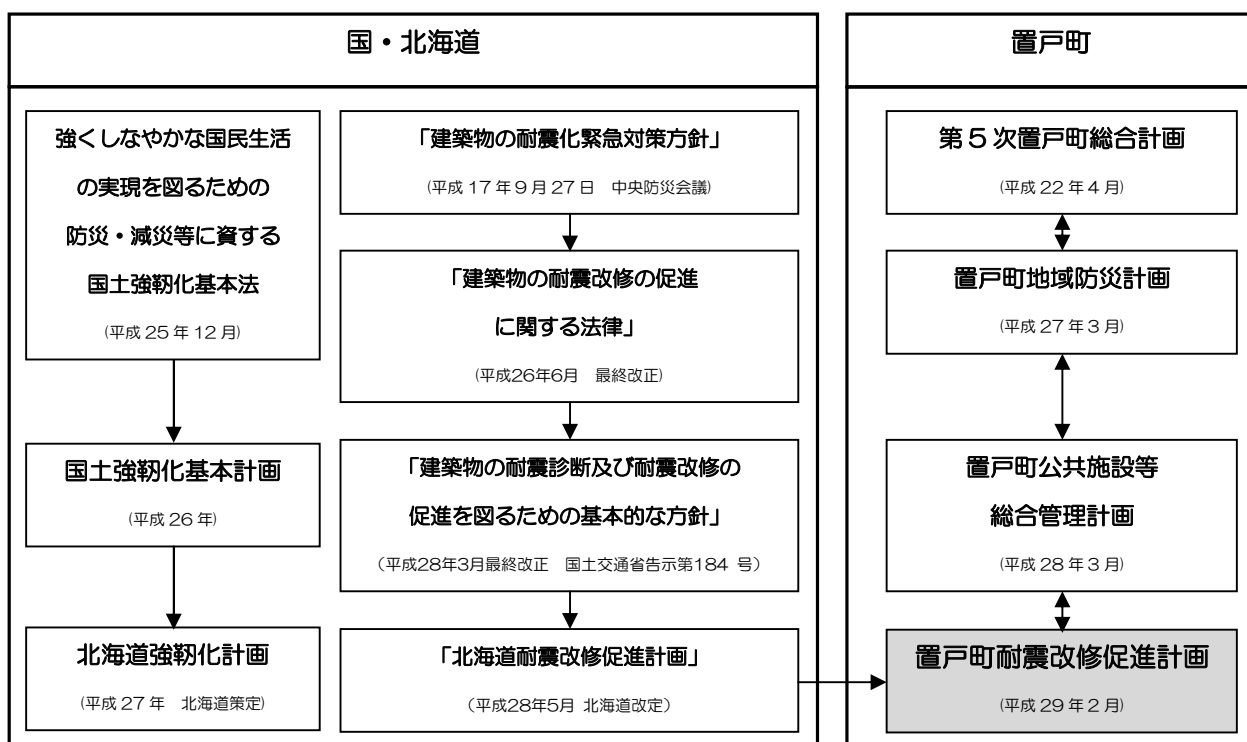


図 1-1 置戸町耐震改修促進計画の位置づけ

4) 「耐震改修促進法」第6条：市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下、「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

1-4 対象区域及び対象住宅・建築物、対象人口

「本計画」の対象区域は、置戸町全域とする。

「本計画」の対象住宅・建築物は、優先的に耐震改修などを行う必要があるもので、原則、「建築基準法」⁵⁾に規定する「新耐震基準」⁶⁾の施行(昭和 56 年 6 月 1 日)以前に建築確認(着工)されたものとする。ただし、車庫、倉庫、物置、多数の者が利用しない建築物などを除くものとする。また、国及び北海道が所有する住宅・建築物は含まないものとする。「耐震改修促進法」において耐震化の促進を行わなければならない建築物は、住宅建築物及び多数の者が利用する建築物である。

「本計画」の対象人口は、置戸町全域とする。

表 1-2 対象建築物

	建築物の種別	棟 数
公共建築物	住宅建築物	151 棟
	多数の者が利用する建築物	63 棟
	第 1 号特定建築物(内数)	7 棟
	避難施設建築物(内数)	20 棟
小 計		214 棟
民間建築物	住宅建築物	1,299 棟
	多数の者が利用する建築物	86 棟
	第 1 号特定建築物(内数)	1 棟
小 計		1,385 棟
合 計		1,599 棟

※公共建築物は公共建築物台帳(平成 28 年 3 月 31 日現在)、民間建築物は民間建築物台帳(平成 28 年 11 月 15 日現在)による。

表 1-3 対象人口

字名	人口	字名	人口	字名	人口
秋田	69	常盤	18	中里	32
雄勝	99	豊住	124	安住	80
幸岡	42	北光	138	勝山	159
境野	319	置戸	1326	春日	13
川南	87	拓殖	520	常元	15
				合計	3,041

※人口は平成 28 年 10 月 11 日現在のものである。

5)「建築基準法」：昭和25年5月24日法律第201号 最終改正：平成20年5月23日法律第40号

6)「新耐震基準」：宮城県沖地震(昭和 53 年 マグニチュード 7.4)などを機に、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法が改正施行された。この改正前の耐震基準を「旧耐震基準」、改正後の耐震基準を「新耐震基準」という。「旧耐震基準」は、中規模な地震(震度 5 弱程度)を見据えた規定となっていたが、「新耐震基準」では、これに加えて大規模な地震(震度 6 弱程度)が発生した場合においても、人命に影響を及ぼす様な倒壊などを防止するため、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行われた。

1-5 計画期間

計画期間は、「国の基本方針」や「北海道耐震計画」の目標年度と整合を図り、平成29年度を初年度とし、平成32年度までの4年間とする。なお、社会・経済状況や関連計画の改訂などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとする。

2 置戸町の概要

2-1 町の地理的条件

置戸町は、北緯43度46分24秒から43度30分20秒、東経143度40分30秒から143度10分35秒に位置し、東西40.30km、南北29.60kmで、面積527.27km²である。

オホーツク総合振興局管内の南西内陸部にあつて、北は北見市留辺蘂町、東は訓子府町と隣接し、南と西は十勝総合振興局との境界である。

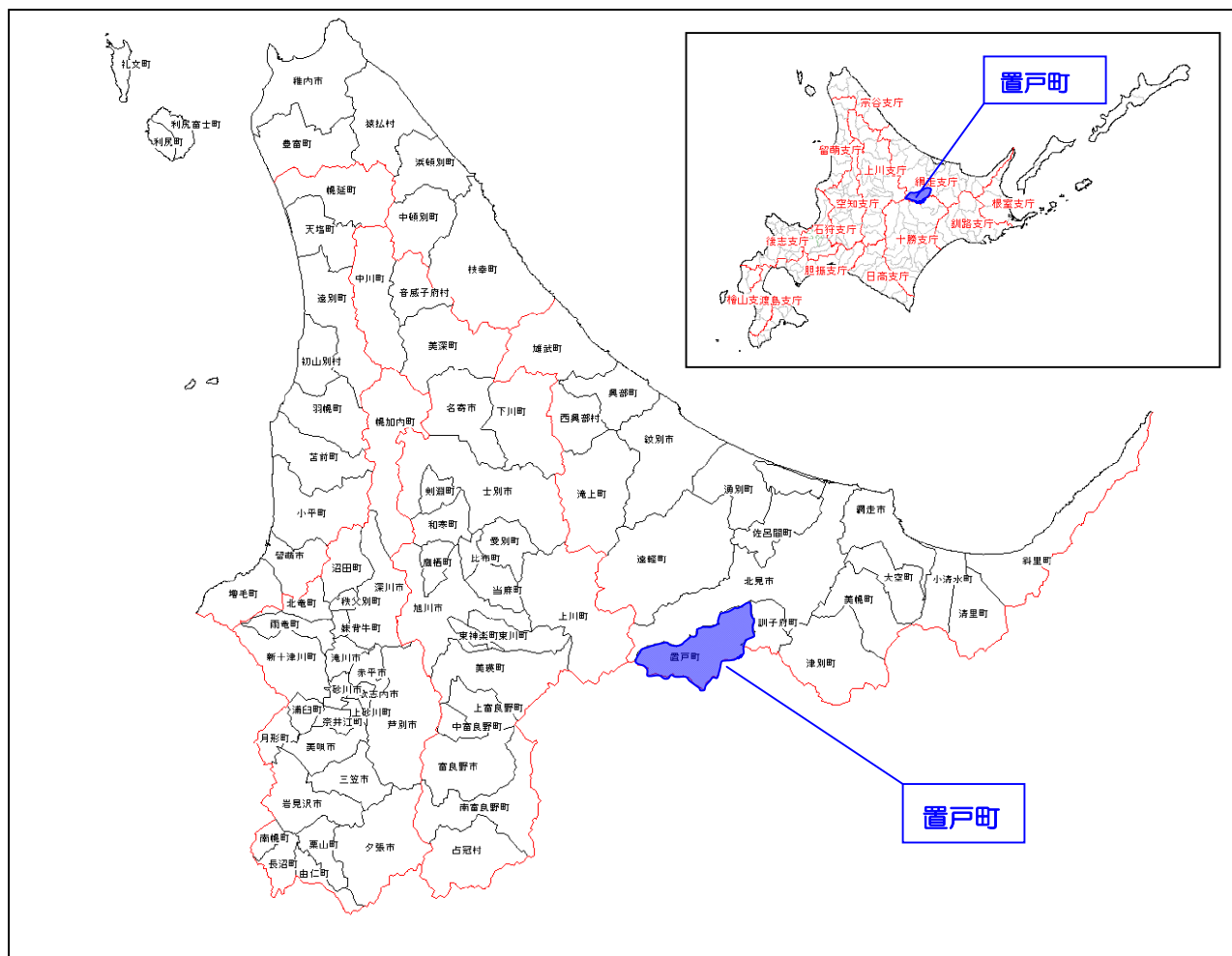


図 2-1 置戸町の位置

2-2 自然条件

北海道の中央山岳地帯の一部分を占めるため、内陸型で夏冬及び昼夜の寒暖の差は極めて大きく、冬期はオホーツク海に接岸する流水の影響を受け、著しく気温の低下をみることがある。年平均気温は5.7℃と低く、年間降水量の平均値は877.6mmと少ない。積雪は比較的少ないが、低温のため根雪期間が長い。また、初霜は一般的に10月中旬、晩霜は5月中旬であるが、強い寒気や放射冷却などの状況では、初霜は9月下旬、晩霜は6月中旬に発現する年もあり、無霜期間は極めて短い。置戸町周辺における過去の気象概況は表2-1のとおりである。

表 2-1 置戸町周辺の気象状況⁷⁾

年次	気温(℃)			年降水総量	日照時間	年平均風速
	日平均	年最高	年最低	(mm)	(時間)	(m/s)
平成24年	5.5	33.8	-24.1	999.5	1,793.2	2.2
平成25年	5.7	31.9	-22.9	833.0	1,812.2	2.5
平成26年	5.7	37.0	-23.3	703.5	2,030.4	2.5
平成27年	6.3	33.9	-21.8	760.0	1,936.5	2.5
平成28年	5.4	31.8	-21.8	1092.0	1,995.8	2.5
過去5年間	5.7	33.7	-22.8	877.6	1913.6	2.4

2-3 地勢・地質

南西に走る千島火山帯の1,000メートル前後の山脈と北側の北見山脈とに囲まれ、この間を常呂川など55の河川が流れており、南西に高く北東に向かって漸次低下していく段丘波状地帯とに区分される。また、常呂川の最上流部には、洪水調節や流水の正常な機能の維持などを目的とする鹿ノ子ダムが建設され、2.1平方キロメートルの貯水池を有する。

地質は、常呂川流域の平坦地は、凝灰岩、安山岩、火山灰を母材とする比較的新しい河成沖積土で、周辺の丘陵台地は母材を同じくする洪積土及び崩積土である。

7) 観測地点は「境野」(置戸町豊住(北緯43°42.4'、東経143°38.6'、標高184m))である。

2-4 人口の動向

置戸町の2015年の総人口は3,092人で、内訳として15歳未満人口は287人、15～64歳は1,496人、65歳以上は1,305人である(年齢不詳：4人)。総人口に対して65歳以上の高齢者の占める割合は、42.2%となっている。

表 2-2 総人口の推移(国勢調査資料)

調査年	人口
1970年(昭和45年)	8,881人
1975年(昭和50年)	7,481人
1980年(昭和55年)	6,430人
1985年(昭和60年)	5,601人
1990年(平成 2年)	4,901人
1995年(平成 7年)	4,451人
2000年(平成12年)	4,110人
2005年(平成17年)	3,699人
2010年(平成22年)	3,428人
2015年(平成27年)	3,092人

2-5 地震履歴

置戸町において、過去16年間で震度4以上の地震は発生していない。なお、震度3以下の震度別発生回数は、震度1が35回、震度2が11回、震度3が2回であった。

3 置戸町において想定される地震による被害状況

3-1 想定地震

(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)

「北海道地域防災計画地震防災計画編」⁸⁾(以下「道地域防災計画」という。)及び、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(以下「中央防災会議の専門調査会」という。)において、海溝型地震の想定が行われている。

「道地域防災計画」は、太平洋側 2 つ(「北海道東部地震」、「日高中部地震」)、日本海側 3 つ(「石狩地震」、「留萌沖地震」、「後志沖地震」)、内陸 1 つ(「釧路北部地震」)の計 6 つの地震を想定している。

「中央防災会議の専門調査会」は、日本海溝・千島海溝周辺において大規模地震が予想されるものとして、「択捉島沖の地震」、「色丹島沖の地震」、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖の地震」、「三陸沖北部の地震」、「宮城県沖の地震」の計 6 つの地震を想定している。このうち、道内において住宅・建築物への被害が想定されるのは、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖の地震」の 2 つである。

「本計画」では、「北海道立北方建築総合研究所」⁹⁾(以下「北総研」という。)の検討結果より、置戸町において最も大きい計測値を示す、「十勝沖・釧路沖の地震」を想定地震とする。

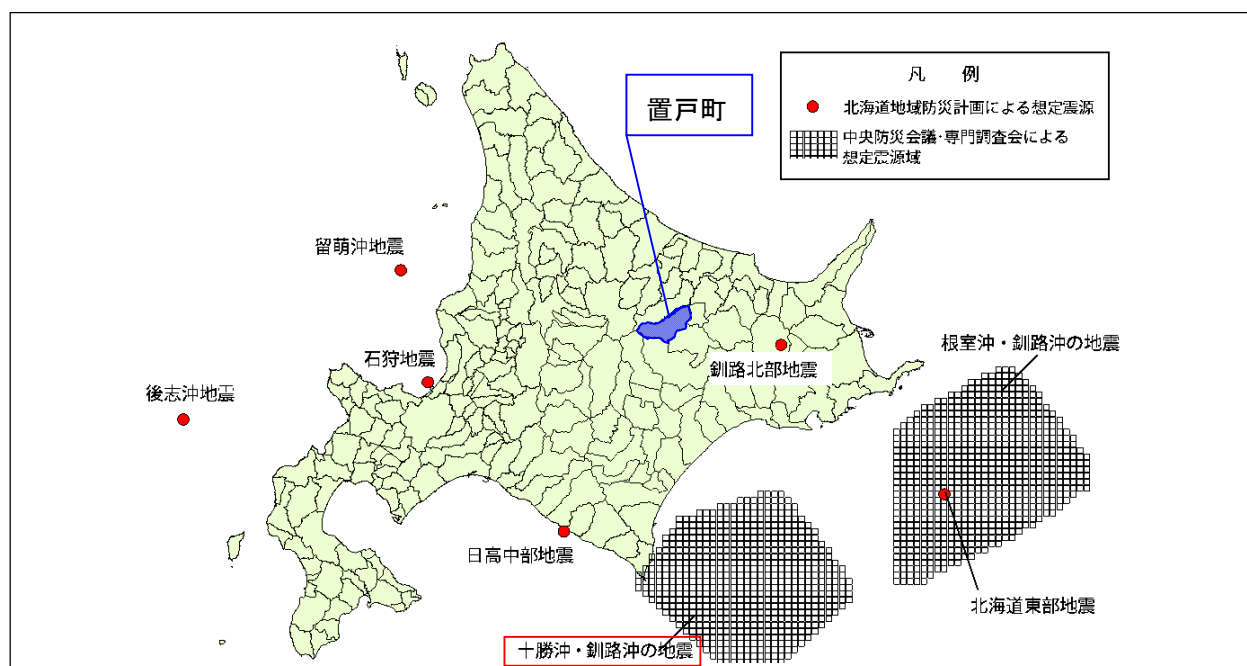


図 3-1 想定地震の位置

8) 「北海道地域防災計画 地震防災計画編」：平成 14 年 3 月 北海道策定

9) 「北海道立北方建築総合研究所」

道内唯一の建築、まちづくりに関する総合的な研究機関として、調査・研究、試験・評価、普及支援を目的に昭和 30 年 9 月 1 日に設置された公的研究機関である。

注) 本章は、「北海道立北方建築総合研究所」が作成した「市町村揺れやすさマップ(置戸町) 平成 19 年度版」に基づき作成している。なお、上記資料は、平成 30 年 3 月頃に更新完了予定である。

表 3-1 想定地震の位置及び規模

出展	地震名称	位置(旧測地系)	規模 (M)	役場周 辺震度
「北海道地域防災計画 地震防災計画編」	石狩地震	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	6.75	2.3
	北海道東部地震	北緯 42.5 度 東経 146 度	8.25	3.4
	釧路北部地震	北緯 43.5 度 東経 144.5 度	6.50	3.1
	日高中部地震	北緯 42.25 度 東経 142.5 度	7.25	3.0
	留萌沖地震	北緯 44 度 東経 141 度	7.00	2.5
	後志沖地震	北緯 43 度 東経 139 度	7.75	2.1
中央防災会議	十勝沖・釧路沖の地震	図 3-1 による。	8.20	4.3
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	根室沖・釧路沖の地震	図 3-1 による。	8.30	3.9

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)

「地震調査研究推進本部」¹⁰⁾において、全国の主な地震について、長期的な地震の発生確率の評価など「全国を概観した地震動予測地図」の作成が行われている。そのなかで、道内の主要な活断層として、8つの断層帯(12の断層モデル)を想定している。

「本計画」では、「北総研」の検討結果より、置戸町において最も大きい計測値を示す、「十勝平野断層帯主部」を想定地震とする。

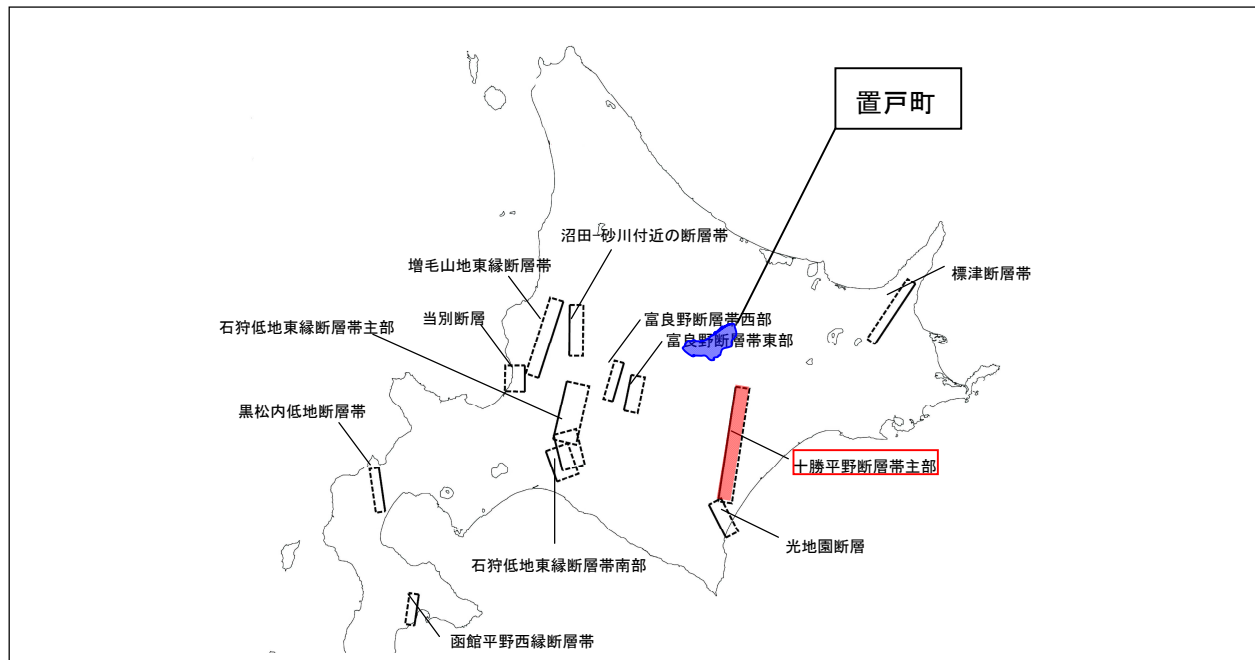


図 3-2 想定地震の位置

表 3-2 想定地震の位置及び規模

断層の名称	断層モデル	規模(M)	断層長さ	断層面の幅	傾斜角	役場周辺震度
標津断層帯	標津断層帯	7.7	53km	14km	北西 60 度	4.1
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	8.0	84km	20km	東 60 度	5.0
	光地園断層	7.2	27km	20km	東 60 度	3.2
富良野断層帯	富良野断層帯西部	7.2	29km	14km	西 60 度	3.5
	富良野断層帯東部	7.2	27km	14km	東 60 度	3.6
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8	58km	20km	西 60 度	3.6
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5	37km	20km	東 60 度	3.5
当別断層	当別断層	7.0	19km	19km	西 40 度	2.6
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	8.0	44+27km	24km	東 45 度	3.7
	石狩低地東縁断層帯南部	7.1	24km	24km	東 45 度	2.7
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	7.3	32km	32km	西 60 度	1.9
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	7.3	22km	22km	西 60 度	1.8

10) 「地震調査研究推進本部」

阪神・淡路大震災を契機に、平成 7 年 7 月、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備などを目的とした地震防災対策特別措置法が施行され、同法に基づき地震調査研究推進本部が総理府(現・文部科学省)に設置された。同本部には、学識経験者で構成する政策委員会及び地震調査委員会が設置され、後者は日本の地震活動について政府の行政的見解の取りまとめを行う。

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)

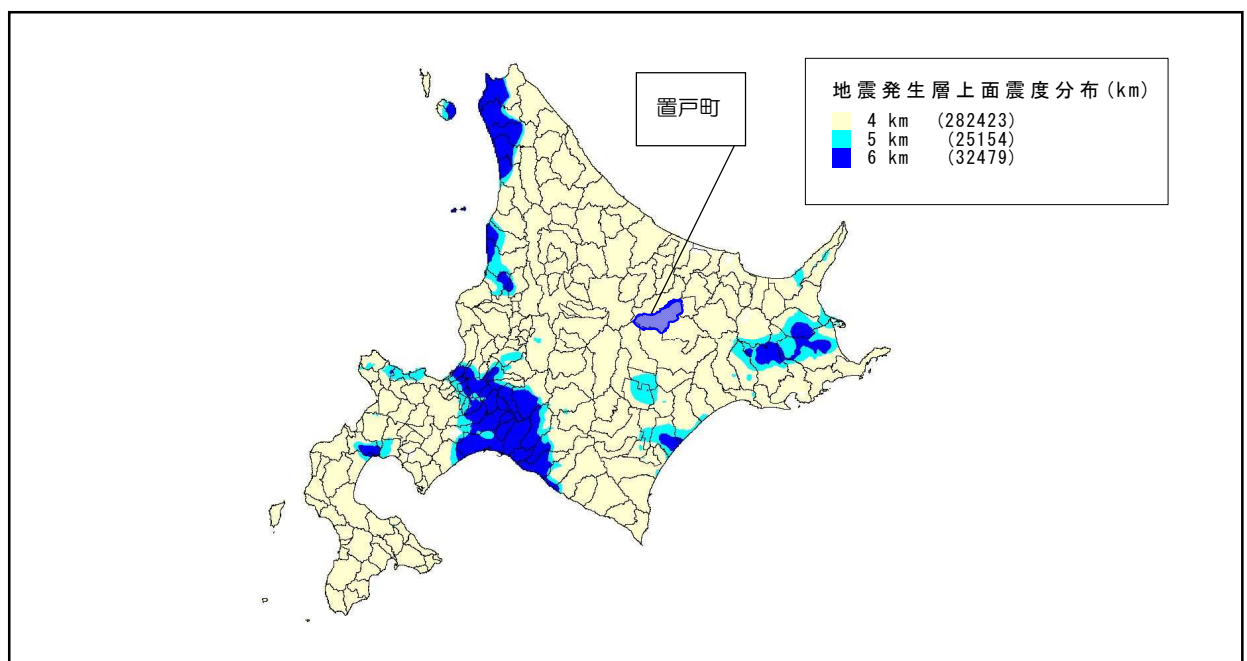
北海道では、他の都府県と比べ明治以前の歴史資料や地震による液状化の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にある。このことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性がある。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表面で認められない地震の規模の上限について、以下のような考えのもとに想定している。

- ① 過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震では、ほとんどの場合地表で活断層が認められていない、マグニチュード 6.8 の地震の場合では地表で活断層が認められることが多くなるが、認められないものもあること。
- ② 防災上の観点から、全ての地域でいつ地震が発生するか分からないとして、防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6 台の最大であるマグニチュード 6.9 の地震が全ての場所の直下において発生すると想定している。

「本計画」では、「北総研」の検討結果より、「マグニチュード 6.9 の地震」を想定地震とする。



地震発生層上端深さ分布 500m メッシュ単位 (地震防災マップ作成技術資料より作成)

図 3-3 想定地震の位置

3-2 想定地震による揺れ

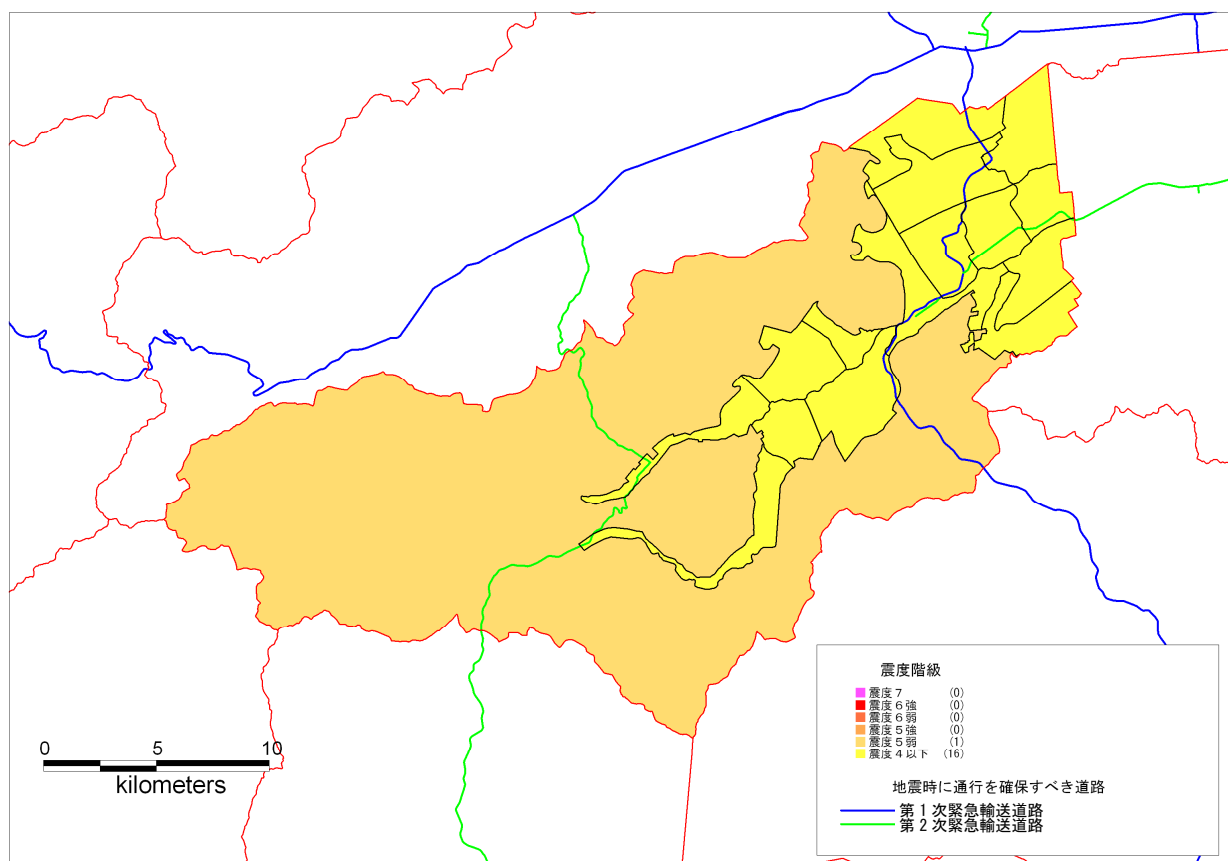
地震の揺れの算定については、多くの手法が提案されている。「本計画」では、地震の規模や震源からの距離、表層地盤の性状によって揺れの大きさが変わる「内閣府の経験的な手法」¹¹⁾によるものとする。一般的に、地震の揺れは、震源断層の距離に応じて減衰し、表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にある。

各想定地震による地震の揺れの大きさ(震度)は、「北総研」において作成されており、その評価単位は字界としている。

(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)

想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」

町内全域において、震度5弱から震度4以下が予想される。



想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」 平均震度：4.41

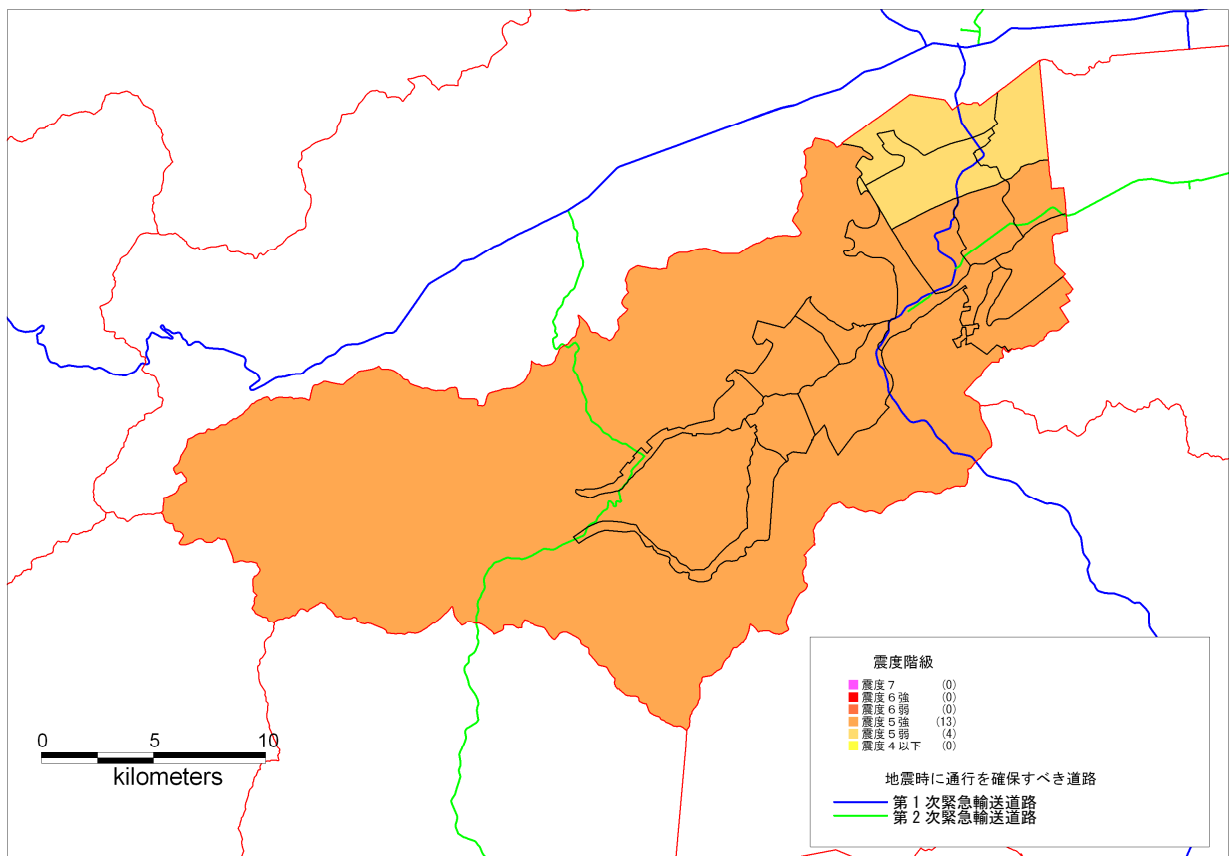
図 3-4 北海道、中央防災会議の想定地震(海溝型地震) による震度分布

11) 内閣府の経験的な手法：「地震防災マップ作成技術資料」平成 17 年 3 月 内閣府(防災担当)

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)

想定地震：「十勝平野断層帯主部の地震」

町内全域において、震度 5 強から 5 弱の揺れが予想される。



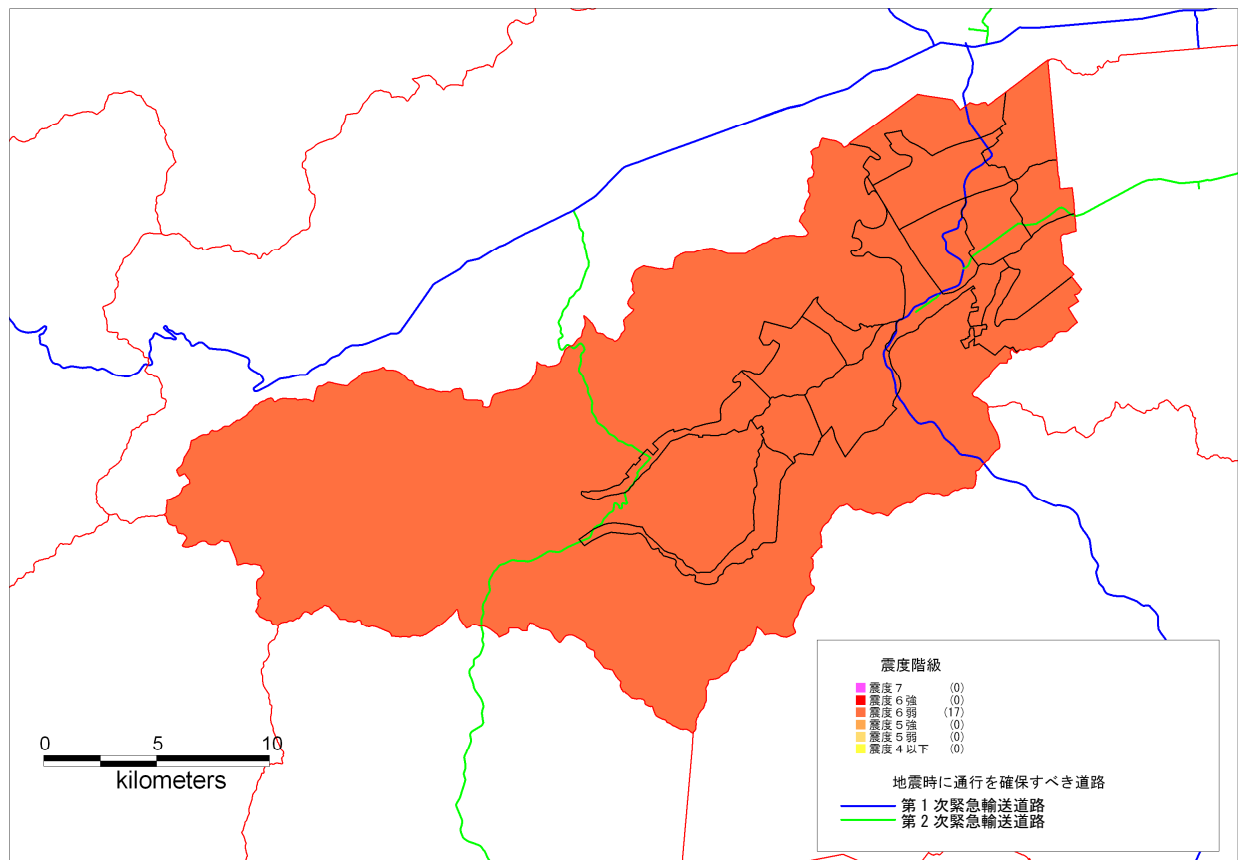
想定地震：「十勝平野断層帯主部による地震」 平均震度：4.93

図 3-5 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)による震度分布

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)

想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」

町内のほぼ全域において、震度 6 弱の揺れが予想される。



想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」(最大の震度) 平均震度：5.69

図 3-6 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による震度分布

(4) 揺れやすさマップ

(1)～(3)に示した各想定地震による各地区の震度を重ね合わせ、最大となる震度を抽出し表示したものである。なお、本計画では、全ての地区において「全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)」の震度が最大の震度となる。(図3-6参照)

震度は被害と密接に関わることから、あらかじめ町民に対して各地区の最大震度についての情報をマップにより提供することによって、自らの居住地を明確に認識することで、地震時の危険性を実感し、町民の防災意識の向上を図ることに有効利用する。

表 3-3 各想定地震における字界別震度と最大震度

字名	①	②	③	最大震度となる 想定地震	最大震度
	北海道及び中央防災会議の 想定地震	地震調査研究推進本部の 想定地震	全国どこでも起こりうる直下の 想定地震		
	十勝沖・釧路沖の地震	十勝平原断層帯主部による地震	マグニチュード6.9の地震		
置戸	4.32	4.95	5.65	③	5.65
北光	4.43	5.06	5.73	③	5.73
境野	4.46	5.04	5.76	③	5.76
川南	4.46	5.05	5.76	③	5.76
雄勝	4.40	4.97	5.74	③	5.74
秋田	4.34	4.97	5.65	③	5.65
豊住	4.45	5.06	5.75	③	5.75
置戸	4.44	5.07	5.74	③	5.74
中里	4.36	5.06	5.65	③	5.65
拓殖	4.42	5.17	5.65	③	5.65
幸岡	4.32	4.95	5.65	③	5.65
安住	4.38	5.12	5.65	③	5.65
常元	4.41	5.23	5.65	③	5.65
勝山	4.41	5.18	5.65	③	5.65
常盤	4.40	5.05	5.65	③	5.65
	4.50	5.46	5.65	③	5.65
春日	4.45	5.31	5.65	③	5.65

3-3 被害評価手法

(1) 住宅・建築物被害の評価手法

住宅・建築物被害の評価の計算方法としては、過去の地震被害に基づいた経験的な手法が比較的簡便で多くの自治体で用いられている。

阪神・淡路大震災や鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された木造・非木造共に建築年代別に被害を予測することができる「内閣府の経験的な手法」¹¹⁾を適用する。

上記手法は、評価単位(字界)毎に算定された震度を基にして構造別(木造・非木造)・建築年代別(木造3区分、非木造3区分)の被害率を求め、評価単位(字界)毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。

＜被害棟数の算定式＞

- ① 建築年代は、以下のとおりとする。
木造建築物は、「昭和36年以前」、「昭和37年から昭和55年」、「昭和56年以降」の3区分
非木造建築物は、「昭和46年以前」、「昭和47年から昭和55年」、「昭和56年以降」の3区分
- ② 各建築年代別に下式で計算した全壊(全半壊)棟数を評価単位毎に合算して求める。
- ③ 木造及び非木造の震度による全壊被害率及び全半壊被害率は図3-7、図3-8によることとする。

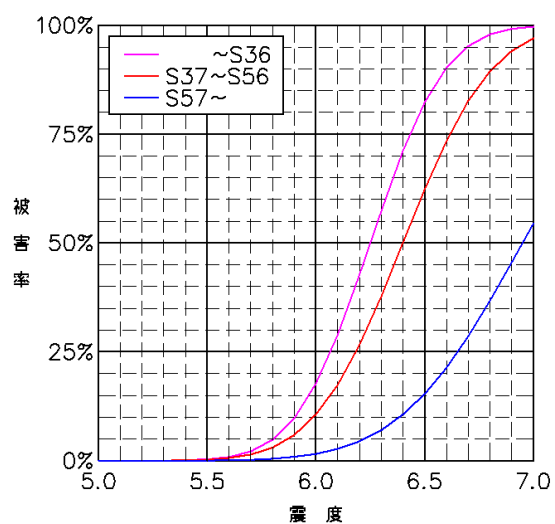
$$\text{全壊棟数} = (\text{木造建築物棟数} \times \text{木造の震度による全壊被害率}) + (\text{非木造建築物棟数} \times \text{非木造の震度による全壊被害率})$$

$$\text{全半壊棟数} = (\text{木造建築物棟数} \times \text{木造の震度による全半壊被害率}) + (\text{非木造建築物棟数} \times \text{非木造の震度による全半壊被害率})$$

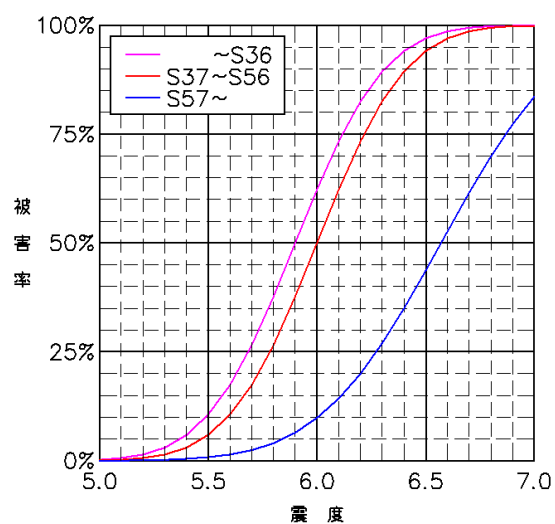
$$\text{半壊棟数} = \text{全半壊棟数} - \text{全壊棟数}$$

住宅・建築物被害の評価対象は、「表1-2 対象建築物」(公共建築物は公共建築物台帳(平成28年3月31日現在)、民間建築物は民間建築物台帳(平成28年11月15日現在))とする。

11) 内閣府の経験的な手法：「地震防災マップ作成技術資料」平成17年3月 内閣府(防災担当)

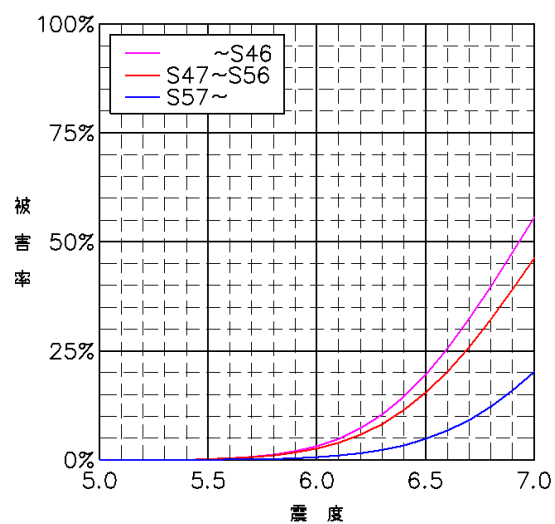


(a)全壊率

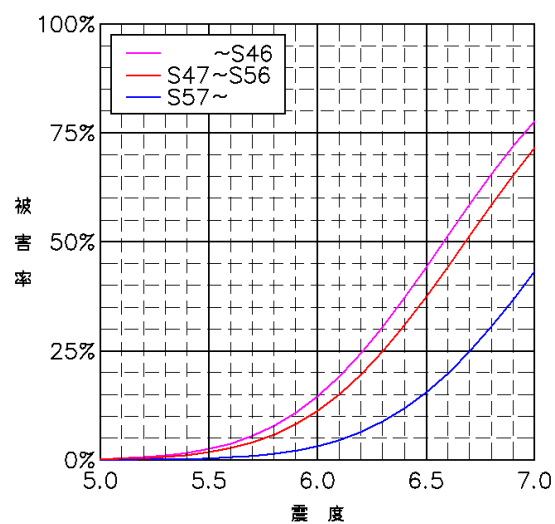


(b)全半壊率

図 3-7 震度と木造被害率の関係



(a)全壊率



(b)全半壊率

図 3-8 震度と非木造被害率の関係

(2) 人的被害の評価手法

阪神・淡路大震災では、死者全体の約 8 割が家屋の倒壊などによる圧迫死が占めていた。このことから、本被害想定では、建築物被害を主な原因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻として、死傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議が道内地震などの被害実態(1952 年十勝沖地震、1968 年十勝沖地震、1978 年宮城県沖地震、1993 年釧路沖地震、1994 年三陸はるか沖地震、2001 年芸世地震、2004 年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた「大阪府の手法」¹²⁾を適用する。

<死者数の算定式>

木造建築物被害による死者数 = $0.01 \times \text{木造建築物全壊棟数} \times \text{住家内滞留率}$

非木造建築物被害による死者数 = $0.003 \times \text{非木造建築物全壊棟数} \times \text{住家内滞留率}$

住家内滞留率は、屋内人口 = 夜間人口を想定することから 1.0 とする。

<負傷者数の算定式>

負傷者数 = 負傷者率 $\times$ (人口 $\times$ 住家内滞留率)

負傷者率 = $0.12 \times \text{建物被害率}$ ($0 \leq \text{建物被害率} < 0.25$)

負傷者率 = $0.07 - 0.16 \times \text{建物被害率}$ ($0.25 \leq \text{建物被害率} < 0.375$)

負傷者率 = 0.01 ($0.375 \leq \text{建物被害率}$)

建物被害率 = (全壊率 + 半壊率) $\times$ 1/2

<重傷者数・軽傷者数の算定式>

重傷者比率 = 0.10 ($0 \leq \text{建物被害率} < 0.10$)

重傷者比率 = $0.15 - 0.5 \times \text{建物被害率}$ ($0.10 \leq \text{建物被害率} < 0.20$)

重傷者比率 = 0.05 ($0.20 \leq \text{建物被害率}$)

これより、重傷者数及び軽傷者数は、

重傷者数 = 重傷者比率 $\times$ 負傷者数

軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

人的被害の評価対象は、「表 1-3 対象人口」(平成 28 年 10 月 11 日現在)とする。

12)「大阪府地震被害想定調査」：平成 9 年 3 月 大阪府策定

3-4 想定地震による建築物の被害及び人的被害

(1) 北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)

想定地震：「十勝沖・釧路沖の地震」（想定：震度 5 弱から 4 以下の揺れ）

本想定地震による建築物の被害は予想されない。また、人的被害もない。

本地震による建築物の全壊率分布を図 3-9 に示す。

(2) 地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)

想定地震：「十勝平野断層帯主部」（想定：震度 5 強から 5 弱の揺れ）

本想定地震による建築物の被害及び人的被害は、以下のとおりである。

本地震による建築物の全壊率分布を図 3-10 に示す。

表 3-4 字界別 被害推計(想定地震：十勝平野断層帯主部の地震)

字 名	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)		死者数	負傷者数		
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者数	軽傷者数
北光	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
境野	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
川南	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雄勝	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豊住	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
置戸	0.0	0.5	0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1
中里	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
拓殖	0.0	0.5	0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1
幸岡	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安住	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
常元	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
勝山	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.1	0.0	0.1
常盤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
春日	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0

表 3-5 被害推計(想定地震：十勝平野断層帯主部の地震)

	住宅・建築物の被害推計（総建築物数：1599棟）						人的被害推計（総人口：3,041人）			
	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)		死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数				
被害数	-	3棟	-	1棟	-	4棟	-	1人	-	1人
被害の割合	-	0.2%	-	0.1%	-	0.3%	-	0.0%	0.0%	0.0%

(3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)

想定地震：「マグニチュード 6.9 の地震」(想定：震度 6 弱の揺れ)

本想定地震による建築物の被害及び人的被害は、以下のとおりである。

本地震による建築物の全壊率分布を図 3-11 に示す。

表 3-6 字界別 被害推計(想定地震：マグニチュード 6.9 の地震)

字 名	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)		死者数	負傷者数		
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数			重傷者数	軽傷者数
北光	0.9	9.3	0.0	0.3	0.9	9.6	0.0	1.3	0.1	1.2
境野	2.4	21.4	0.0	0.3	2.5	21.6	0.0	3.0	0.3	2.7
川南	0.5	4.7	0.0	0.1	0.5	4.7	0.0	0.9	0.1	0.8
雄勝	0.7	6.5	0.0	0.2	0.7	6.7	0.0	1.0	0.1	0.9
秋田	0.3	4.2	0.0	0.2	0.3	4.4	0.0	0.4	0.0	0.4
豊住	0.8	7.2	0.0	0.3	0.8	7.4	0.0	1.0	0.1	0.9
置戸	5.9	58.4	0.4	2.8	6.4	61.1	0.1	8.8	0.9	7.9
中里	0.0	0.6	0.0	0.3	0.1	0.8	0.0	0.1	0.0	0.1
拓殖	1.0	13.7	0.1	0.7	1.1	14.4	0.0	2.6	0.3	2.3
幸岡	0.1	1.2	0.0	0.0	0.1	1.2	0.0	0.3	0.0	0.2
安住	0.5	6.9	0.0	0.1	0.5	7.0	0.0	0.6	0.1	0.6
常元	0.2	3.0	0.0	0.0	0.2	3.0	0.0	0.1	0.0	0.1
勝山	1.0	15.2	0.0	0.2	1.1	15.3	0.0	1.2	0.1	1.1
常盤	0.1	1.1	0.0	0.1	0.1	1.2	0.0	0.1	0.0	0.1
春日	0.1	2.1	0.0	0.0	0.1	2.1	0.0	0.1	0.0	0.1

表 3-7 被害推計(想定地震：マグニチュード 6.9 の地震)

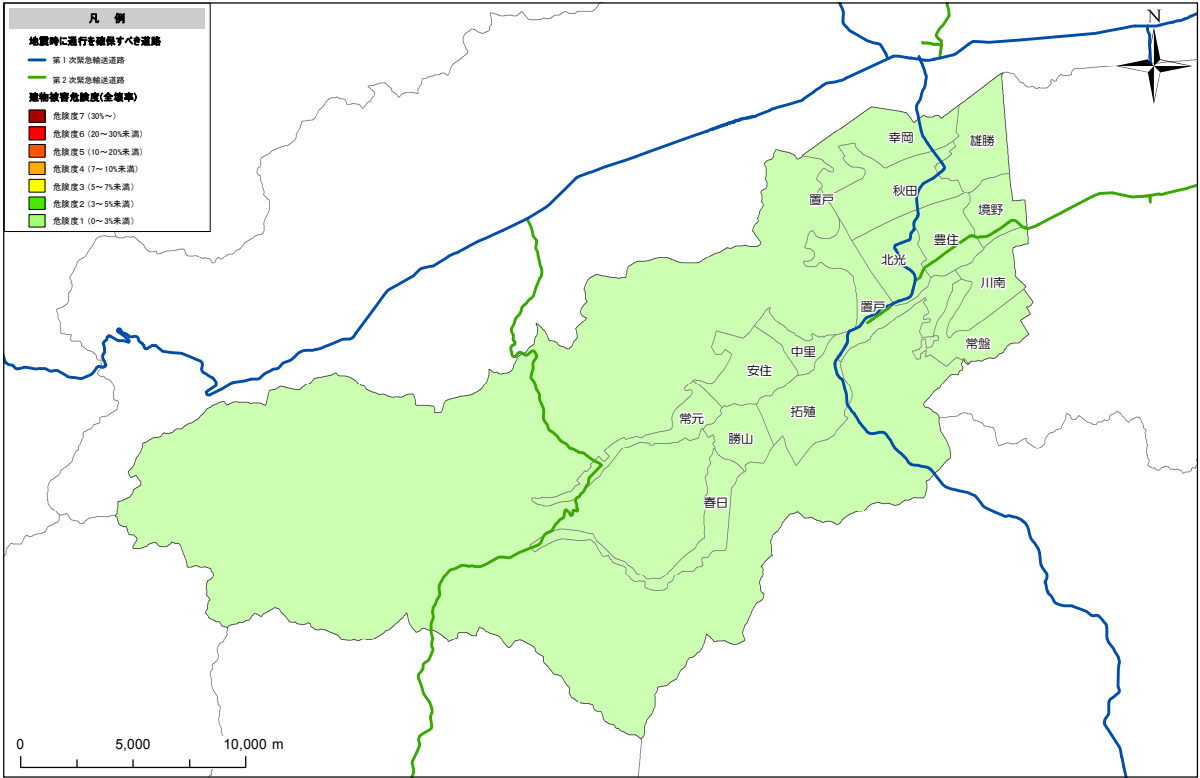
	住宅・建築物の被害推計 (総建築物数：1599棟)						人的被害推計 (総人口：3,041人)			
	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)		死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数				
被害数	15棟	156棟	1棟	6棟	16棟	162棟	1人	23人	3人	20人
被害の割合	0.9%	9.8%	0.1%	0.4%	1.0%	10.1%	0.0%	0.8%	0.1%	0.7%

(4) 危険度マップ

(1)～(3)に示した各想定地震による各地区の全壊率を重ね合わせ、最大となる全壊率を抽出し表示したものである。なお、本計画では、全ての地区において「全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)」の全壊率が最大の全壊率となる。(図3-11参照)

あらかじめ、町民に対して想定地震によって引き起こされる各地区の被害の情報を提供することによって、危険度マップにおいて自らの居住地を明確に認識することで、想定地震による危険をさらに身近に感じ、町民の防災意識の向上を図ることに有効利用する。

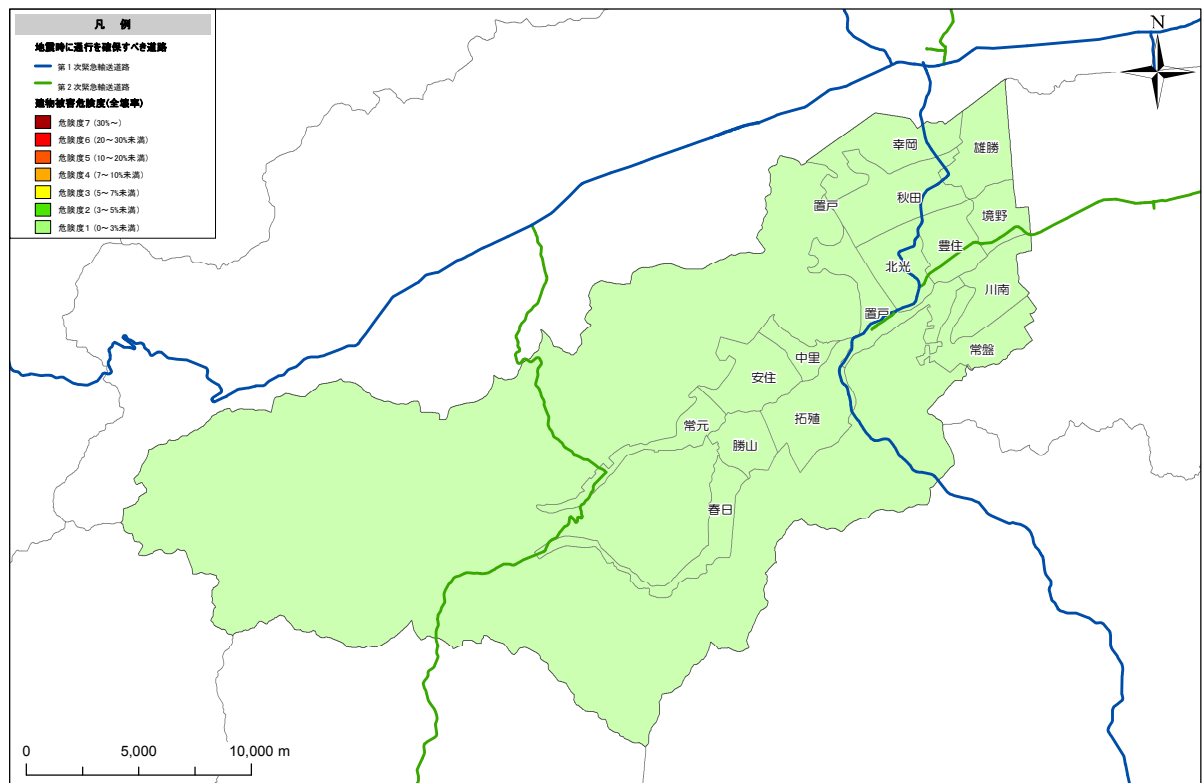
危険度マップ 十勝沖・釧路沖の地震（置戸町）



想定される震度：「4.32~4.5 の地震」

図 3-9 十勝沖・釧路沖の地震想定地震(海溝型地震)による全壊率分布

危険度マップ 十勝平野断層帯主部による地震（置戸町）

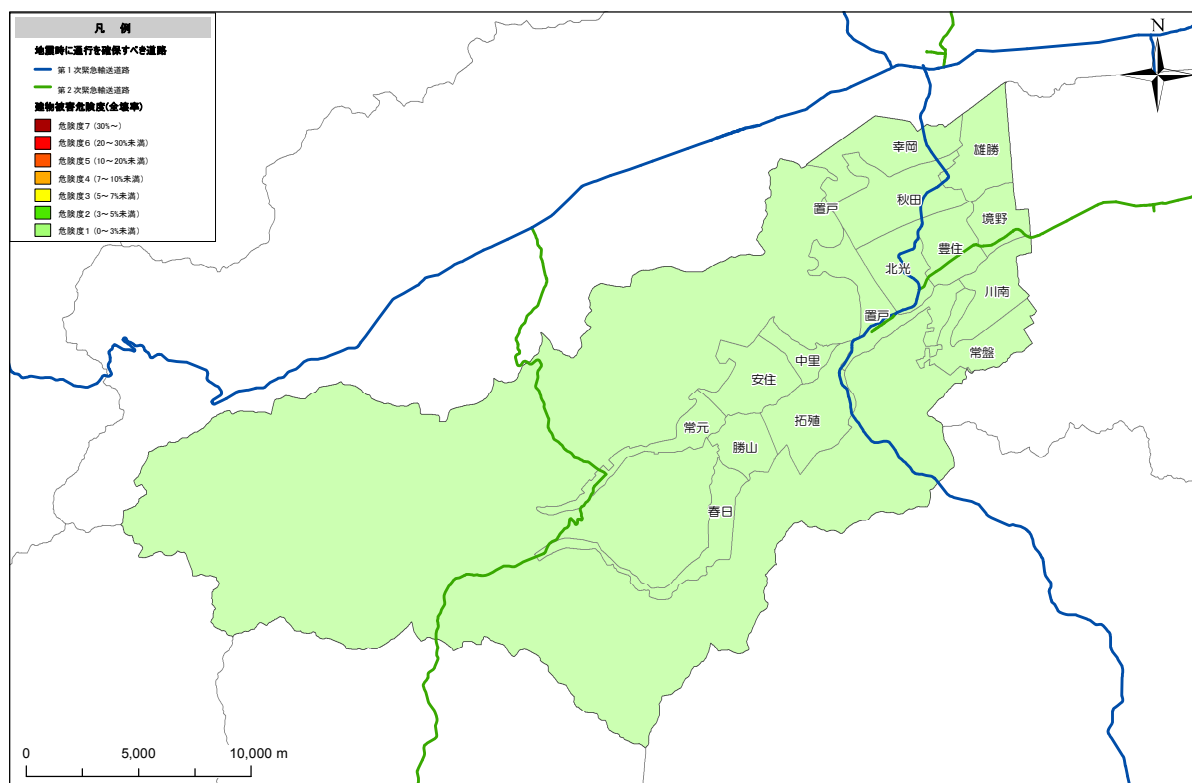


『置戸町全域』

想定される震度：「4.95~5.46 の地震」

図 3-10 十勝平野断層帯主部想定地震(活断層帯型地震)による全壊率分布

危険度マップ 全国どこでも起こりうる直下の地震M6.9（置戸町）



『置戸町全域』

想定される震度：「5.65～5.76 の地震」

図 3-11 全国どこにでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)による全壊率分布

4 建築物の耐震化の現状

4-1 住宅建築物における耐震化の現状

(1) 公共建築物

公共建築物における「住宅建築物」は 151 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅建築物は 33 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 4 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された住宅建築物は 118 棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は 122 棟であり、現状の耐震化率は 80.8%である。

表 4-1 「住宅建築物(公共建築物)」の耐震化の現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
町営住宅	84	4	4	-	80	84	100.0
教員住宅	19	7	-	7	12	12	63.2
職員住宅	48	22	-	22	26	26	54.2
合 計	151	33	4	29	118	122	80.8

表 4-2 「住宅建築物(公共建築物)」の構造種別による耐震化の現状

建築物の種類	耐震性	木造		非木造		小計		合計
		A		B		C=A+B		D=C 1+C 2
		棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数
町営住宅	耐震性なし	-	0.0	-	0.0	-	0.0	84
	耐震性あり	80	95.2	4	4.8	84	100.0	
教員住宅	耐震性なし	7	36.8	-	0.0	7	36.8	19
	耐震性あり	12	63.2	-	0.0	12	63.2	
職員住宅	耐震性なし	17	35.4	5	10.4	22	45.8	48
	耐震性あり	24	50.0	2	4.2	26	54.2	
合計	耐震性なし	24	15.8	5	3.3	29	19.1	151
	耐震性あり	116	76.8	6	4.0	122	80.8	

(2) 民間建築物

民間建築物における「住宅建築物」は 1,299 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅建築物は 762 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅建築物は 537 棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は 537 棟であり、現状の耐震化率は 41.3%である。

表 4-3 「住宅建築物(民間建築物)」の耐震化の現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
専用住宅	1,204	731	-	731	473	473	39.3
共同住宅	14	3	-	3	11	11	78.6
併用住宅	81	28	-	28	53	53	65.5
合 計	1,299	762	-	762	537	537	41.3

表 4-4 「住宅建築物(民間建築物)」の構造種別による耐震化の現状

建築物の種類	耐震性	木造		非木造		小計		合計
		A		B		C=A+B		D=C 1+C 2
		棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数
専用住宅	耐震性なし	659	54.7	72	6.0	731	60.7	1,204
	耐震性あり	460	38.2	13	1.1	473	39.3	
共同住宅	耐震性なし	1	7.1	2	14.3	3	21.4	14
	耐震性あり	7	50.0	4	28.6	11	78.6	
併用住宅	耐震性なし	27	33.3	1	1.2	28	34.5	81
	耐震性あり	44	54.3	9	11.2	53	65.5	
合計	耐震性なし	687	52.8	75	5.8	762	58.6	1,299
	耐震性あり	511	39.3	26	2.0	537	41.3	

(3) 耐震化の現状

平成22年度に策定した「前計画」では、住宅建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできた。

平成28年度末時点の耐震化の現状は、公共建築物においては、総数151棟のうち、122棟が耐震性を確保しており、耐震化率は80.8%である。「前計画」における耐震化率70.4%を上回ったものの、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。また、民間建築物においては、総数1,299棟のうち、537棟が耐震性を確保しており、耐震化率は41.3%である。「前計画」における耐震化率41.7%とほぼ同じであり、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。

表 4-5 「住宅建築物」の耐震化の現状

	平成 22 年度 耐震化率(%)	平成 27 年度 目標耐震化率(%)	平成 28 年度 耐震化率(%)
公共建築物	70.4	90.0	80.8
民間建築物	41.7	90.0	41.3

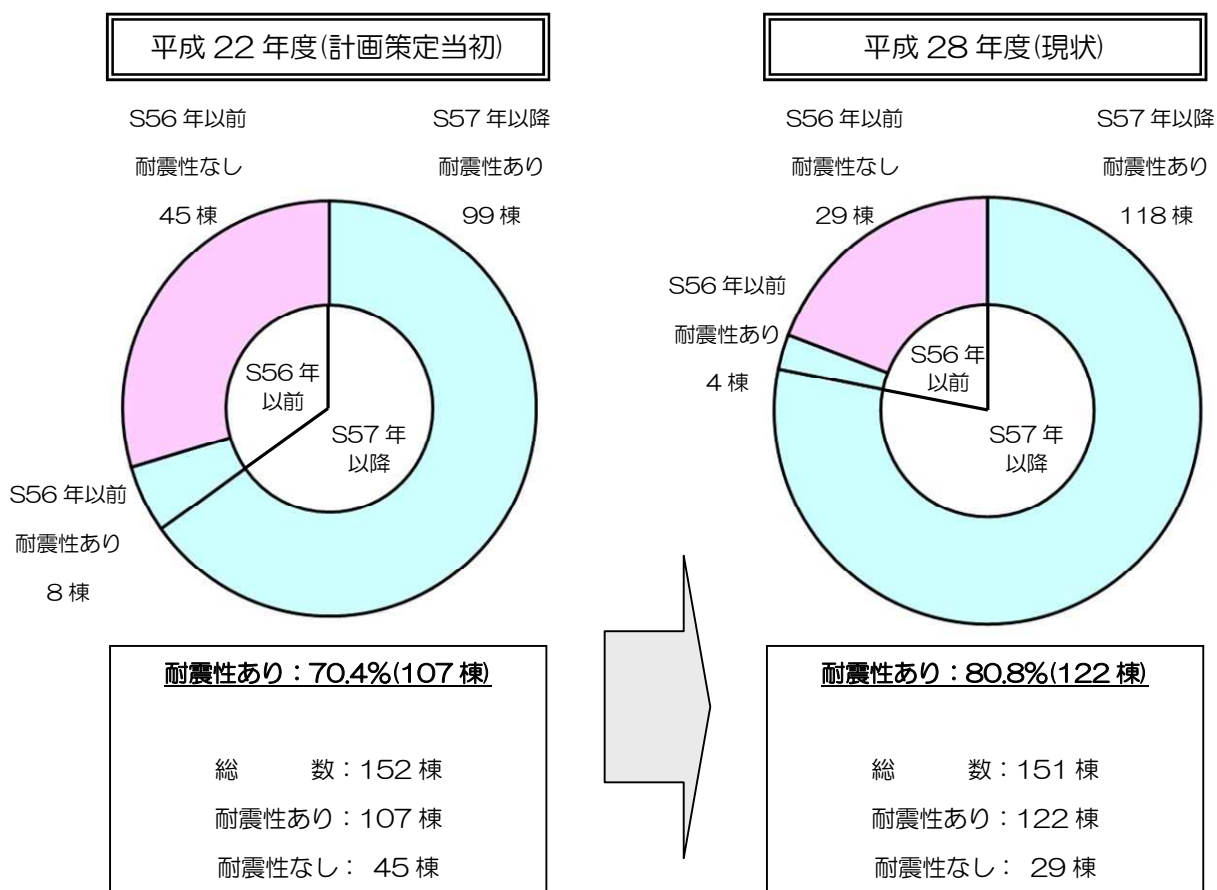
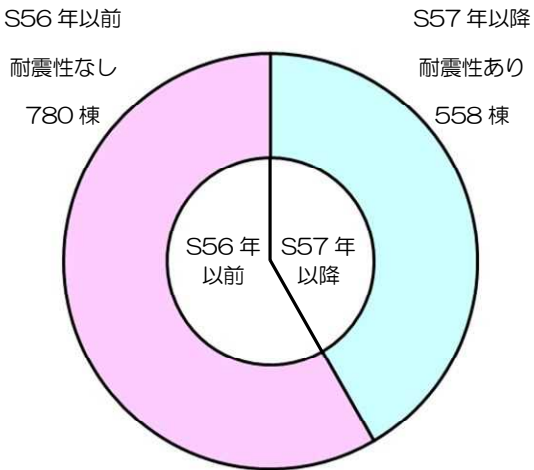


図 4-1 住宅建築物(公共建築物) 耐震化の現状

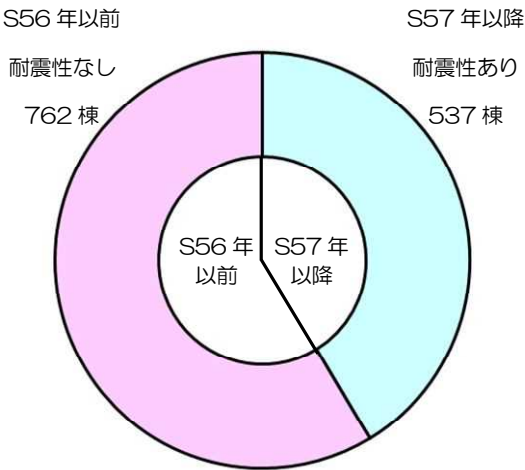
平成 22 年度(計画策定当初)



耐震性あり：41.7%(558 棟)

総 数：1,338 棟
耐震性あり： 558 棟
耐震性なし： 780 棟

平成 28 年度(現状)



耐震性あり：41.3%(537 棟)

総 数：1,299 棟
耐震性あり： 537 棟
耐震性なし： 762 棟

図 4-2 住宅建築物(民間建築物) 耐震化の現状

4-2 特定建築物における耐震化の現状

特定建築物は、「耐震改修促進法第 14 条の第 1～3 号」(以下、「第 1～3 号特定建築物」という。)に分類される。

「第 1 号特定建築物」：多数の者が利用する建築物の内、表 4-6 に示すもの。

「第 2 号特定建築物」：危険物の貯蔵場などの用途に供する建築物の内、表 4-7 に示すもの。

「第 3 号特定建築物」：多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の内、図 4-3 に示すもの。

「耐震改修促進法」では、「旧耐震基準」である建築物を「既存耐震不適格建築物」、そのうち、第 1～3 号特定建築物である建築物を「特定既存耐震不適格建築物」としている。その所有者は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

表 4-6 「第 1 号特定建築物」の要件

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m ² 以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500m ² 以上
幼稚園、保育所		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

表 4-7 「第 2 号特定建築物」の要件

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30t
④ 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m ³
⑤ マッチ	300 マッチトン※
⑥ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万 m ³
⑦ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑧ 液化ガス	2,000t
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20t
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200t

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並列マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120kg。

「第 3 号特定建築物」は、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物で、その高さが、該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ距離を加えたものを超える建築物としている。

- ・幅員 12m 以下の場合 6m+前面道路までの水平距離
- ・幅員 12m を超える場合 前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離+前面道路までの水平距離

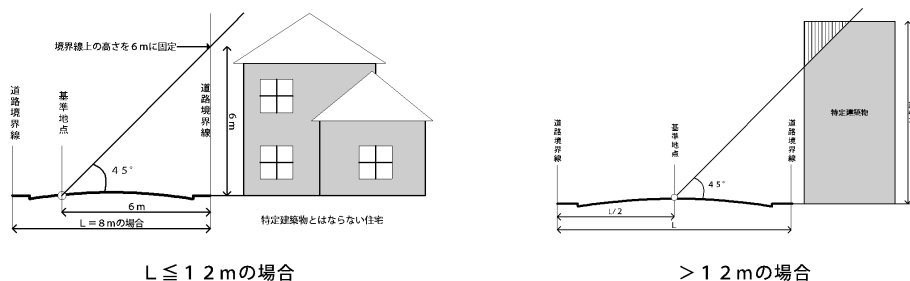


図 4-3 「第 3 号特定建築物」の要件

地震時に通行を確保すべき道路

本計画では、地震時に通行を確保すべき道路として、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」¹³⁾に指定されている道路(以下「緊急輸送道路」という。)を指定する。また、「緊急輸送道路」は「北海道耐震計画」において、「耐震改修促進法」第5条第3項第3号の地震時に通行を確保すべき道路として指定され災害後の利用特性により、次のように分類される。

表 4-8 地震時に確保すべき道路の分類

第1次緊急輸送道路	道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連結する道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連結する道路
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

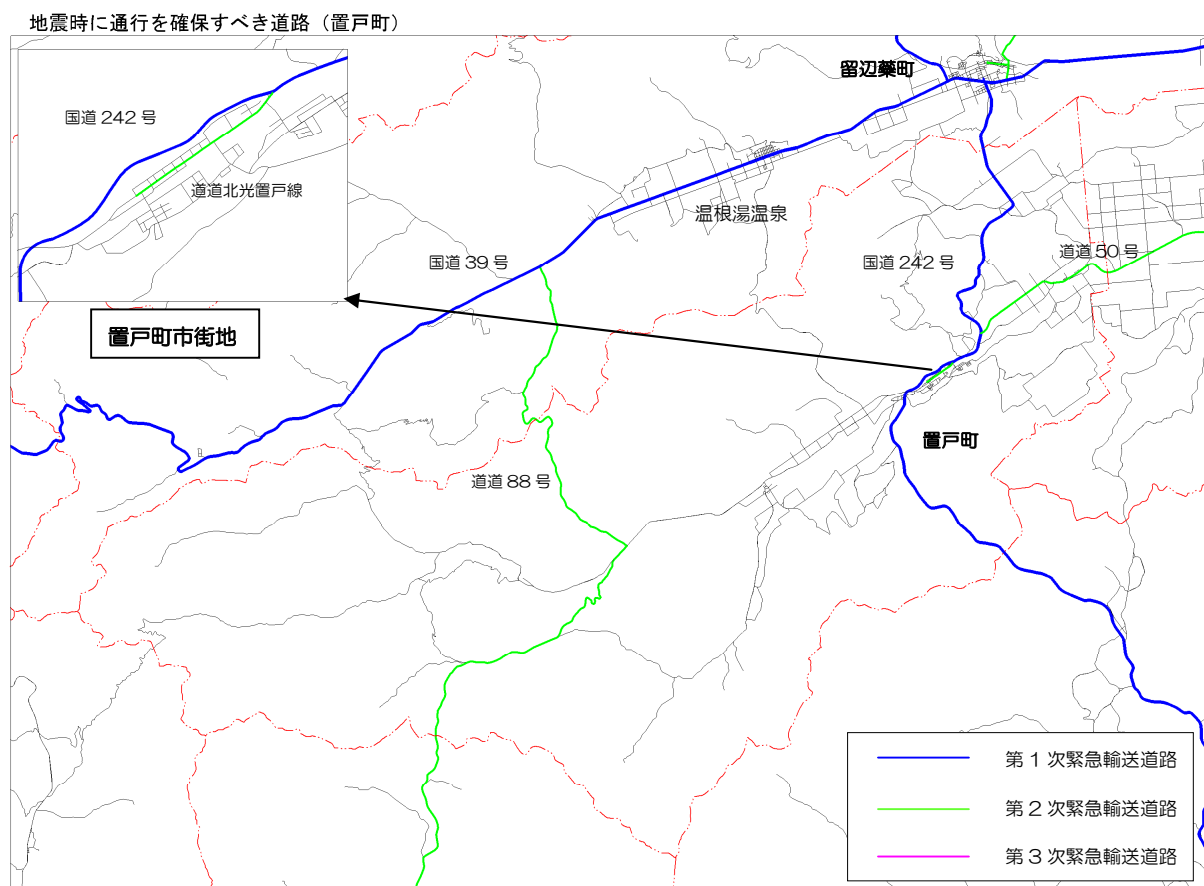


図 4-4 地震時に確保すべき道路

13) 「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画(平成28年7月)」

(1) 第 1 号特定建築物

1) 公共建築物

公共建築物における「第 1 号特定建築物」は 7 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅建築物は 4 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 3 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された建築物は 3 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 6 棟であり、現状の耐震化率は 85.7%である。以上より、「第 1 号特定既存耐震不適格建築物」は「置戸町役場庁舎」の 1 棟である。

表 4-9 「第 1 号特定建築物」の耐震化の現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
庁舎	1	1	-	1	-	-	0.0
学校(校舎)	2	1	1	-	1	2	100.0
学校(体育館)	1	1	1	-	-	1	100.0
体育館	2	1	1	-	1	2	100.0
老人ホーム	1	-	-	-	1	1	100.0
合 計	7	4	3	1	3	6	85.7

表 4-10 「第 1 号特定建築物」一覧

建築物の名称			構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	耐震性の 有無
庁舎	1	置戸町役場庁舎	RC	3	2,186.85	S43	無
学校(校舎)	2	置戸小学校	RC	2	3,401.26	H20	有
学校(校舎)	3	置戸中学校	RC	3	4,751.34	S52	有
学校(体育館)	4	置戸中学校	S・RC	2	1,365.00	S52	有
体育館	5	ファミリースポーツセンター	RC	3	2,986.15	S48	有
体育館	6	多目的交流施設げんき	W	1	1,118.77	H14	有
福祉施設	7	養護老人ホーム「常楽園」	RC	2	4,070.00	H08	有

※ RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造を示す。

2) 民間建築物

民間建築物における「第1号特定建築物」は1棟であり、昭和57年以降に建設された建築物は1棟である。したがって、耐震性を有する建築物は1棟であり、現状の耐震化率は100.0%である。

表 4-11 「第1号特定建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
病院	1	-	-	-	1	1	100.0
合 計	1	-	-	-	1	1	100.0

(2) 第2号特定建築物

公共・民間建築物における「第2号特定建築物」、「第2号特定既存耐震不適格建築物」はない。

(3) 第3号特定建築物

公共・民間建築物における「第3号特定建築物」、「第3号特定既存耐震不適格建築物」はない。

(4) 耐震化の現状

平成22年度に策定した「前計画」では、第1号特定建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできた。

平成28年度末時点の耐震化の現状は、第1号特定建築物(公共建築物)においては、総数7棟のうち、6棟が耐震性を確保しており、耐震化率は85.7%である。「前計画」における耐震化率42.9%を上回ったものの、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。また、民間建築物においては、総数1棟のうち、1棟が耐震性を確保しており、耐震化率は100.0%である。「前計画」における耐震化率100.0%と同じであり、目標の耐震化率90.0%を達成した。

表 4-12 「特定建築物」の耐震化の現状

		平成 22 年度 耐震化率 (%)	平成 27 年度 目標耐震化率 (%)	平成 28 年度 耐震化率 (%)
第 1 号特定建築物	公共建築物	42.9	90.0	85.7
	民間建築物	100.0	90.0	100.0
第 2 号特定建築物	公共建築物	-	-	-
	民間建築物	-	-	-
第 3 号特定建築物	公共建築物	-	-	-
	民間建築物	-	-	-

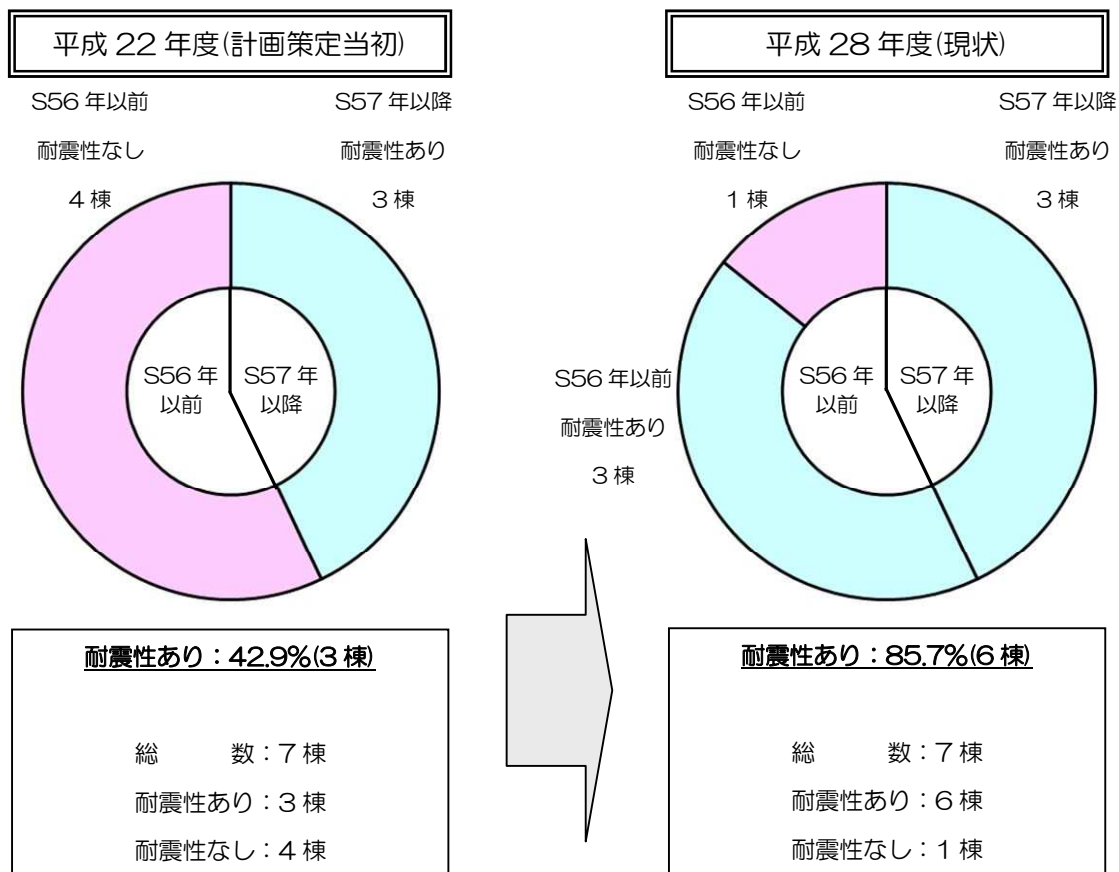


図 4-5 第 1 号特定建築物(公共建築物) 耐震化の現状

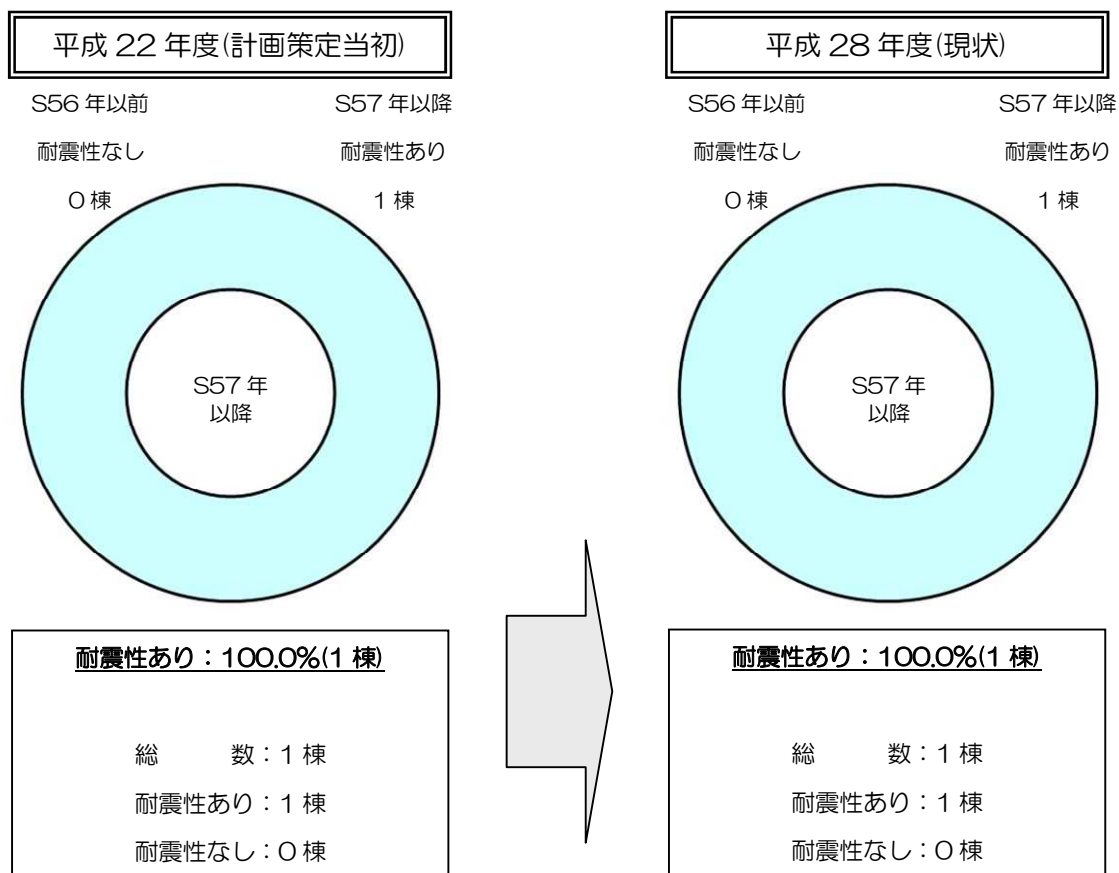


図 4-6 第 1 号特定建築物(民間建築物) 耐震化の現状

4-3 多数の者が利用する建築物における耐震化の現状

多数の者が利用する建築物とは、震災時に救護拠点となる病院や避難拠点となる学校、あるいは、災害時要救護者が利用する施設など、防災上の重要施設や、不特定多数の方が利用する大規模店舗、その他施設などは優先的に耐震化に配慮すべき建築物である。

(1) 公共建築物

公共建築物における「多数の者が利用する建築物」は 63 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 20 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 5 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された建築物は 43 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 48 棟であり、現状の耐震化率は 76.2%である。

表 4-13 「多数の者が利用する建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C			
庁舎	1	1	-	1	-	0.0
学校(校舎)	2	1	1	-	1	100.0
学校(体育館)	2	2	2	-	2	100.0
体育館	4	2	2	-	2	100.0
葬祭場	1	1	-	1	-	0.0
診療所	1	1	-	1	-	0.0
福祉施設	2	1	-	1	1	50.0
宿泊施設	5	-	-	-	5	100.0
文化施設	1	-	-	-	1	100.0
公民館	4	1	-	1	3	75.0
資料館	1	1	-	1	-	0.0
工芸館	2	-	-	-	2	100.0
管理棟	8	-	-	-	8	100.0
事務所	2	1	-	1	1	50.0
作業所	2	-	-	-	2	100.0
卸売市場	1	-	-	-	1	100.0
交流施設	2	-	-	-	2	100.0
老人ホーム	2	1	-	1	1	50.0
集会所	12	5	-	5	7	58.3
学童保育	1	-	-	-	1	100.0
管理室	1	1	-	1	-	0.0
複合施設	1	-	-	-	1	100.0
研修施設	1	1	-	1	-	0.0
支援施設	1	-	-	-	1	100.0
健康増進施設	1	-	-	-	1	100.0
図書館	1	-	-	-	1	100.0
温泉施設	1	-	-	-	1	100.0
合 計	63	20	5	15	43	76.2

表 4-14 公共建築物の改修状況

名 称		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度	耐震改修状況
庁舎	置戸町役場庁舎	RC	3	2,186.85	S48	H32 年耐震改修予定
学校(校舎)	置戸中学校校舎	RC	3	4,751.34	S52	H26 年耐震改修済
学校(体育館)	置戸小学校体育館	S	1	782.00	S56	H20 年耐震改修済
学校(体育館)	置戸中学校体育館	S・RC	2	1,365.00	S52	H26 年耐震改修済
体育館	ファミリースポーツセンター	S	3	2,986.15	S48	H29 年耐震改修済
体育館	旧境野小学校	S・B	1	713.06	S47	H09 年耐震改修済
公民館	境野公民館	S	1	498.15	S53	H30 年改築予定

※ RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、B：ブロック造を示す。

(2) 民間建築物

民間建築物における「多数の者が利用する建築物」は 86 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 27 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 59 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 59 棟であり、現状の耐震化率は 68.6%である。

表 4-15 「多数の者が利用する建築物」の耐震化現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
病院	1	-	-	-	1	1	100.0
銀行	1	-	-	-	1	1	100.0
管理棟	1	1	-	1	-	-	0.0
作業所	1	-	-	-	1	1	100.0
事務所	19	1	-	1	18	18	94.7
集会所	1	1	-	1	-	-	0.0
保育所	2	-	-	-	2	2	100.0
店舗	14	2	-	2	12	12	85.7
スタンド	2	1	-	1	1	1	50.0
市場	1	-	-	-	1	1	100.0
郵便局	4	3	-	3	1	1	25.0
グループホーム	1	-	-	-	1	1	100.0
工場	37	18	-	18	19	19	51.4
変電所	1	-	-	-	1	1	100.0
合 計	86	27	-	27	59	59	68.6

(3) 耐震化の現状

平成22年度に策定した「前計画」では、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできた。

平成28年度末時点の耐震化の現状は、公共建築物においては、総数63棟のうち、48棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は76.2%である。「前計画」における耐震化率80.0%を下回っており、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。また、民間建築物においては、総数86棟のうち、59棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は68.6%である。「前計画」における耐震化率69.9%とほぼ同じであり、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。

表 4-16 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状

	平成 22 年度 耐震化率(%)	平成 27 年度 目標耐震化率(%)	平成 28 年度 耐震化率(%)
公共建築物	80.0	90.0	76.2
民間建築物	69.9	90.0	68.6

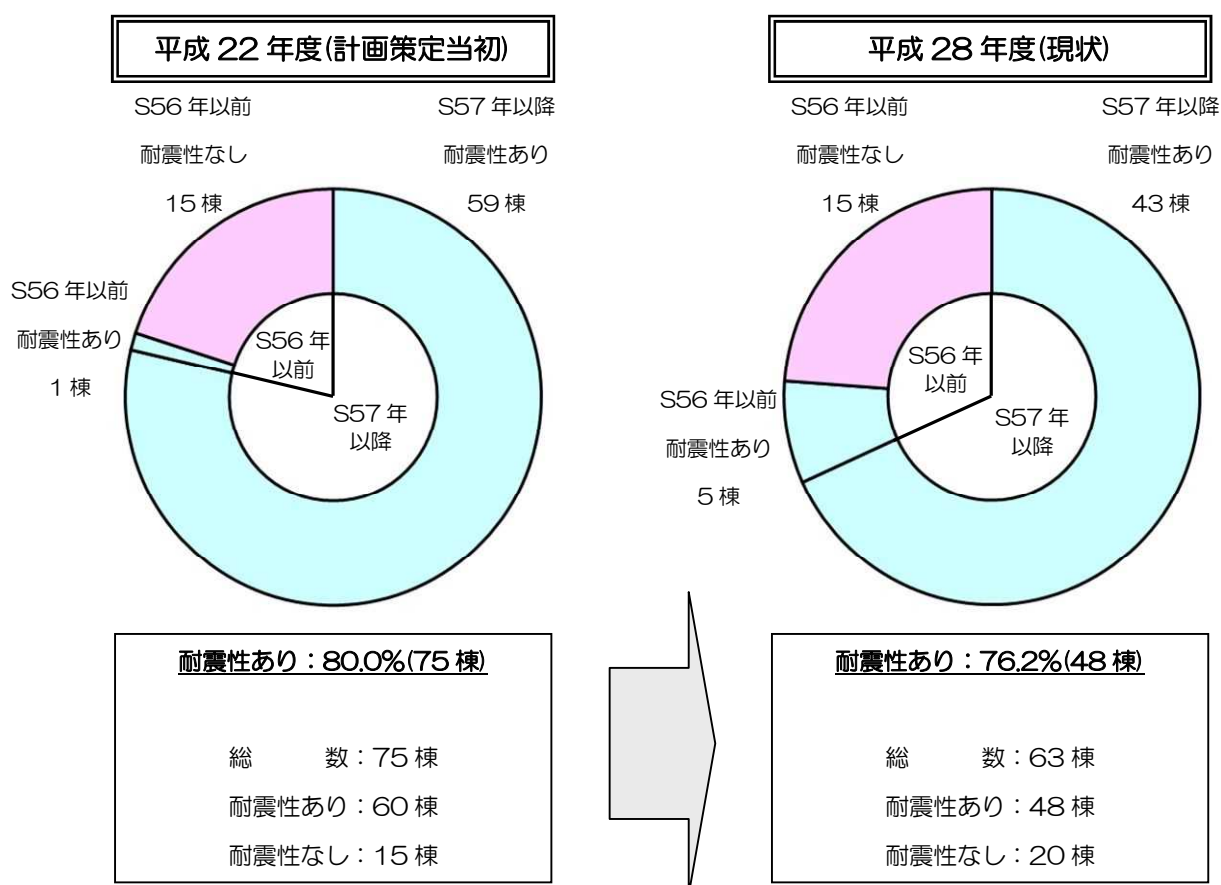
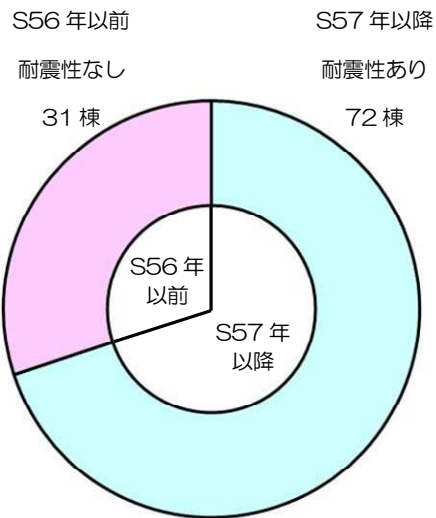


図 4-7 多数の者が利用する建築物(公共建築物) 耐震化の現状

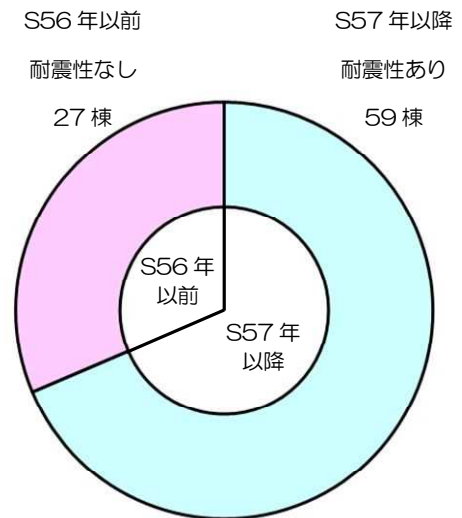
平成 22 年度(計画策定当初)



耐震性あり：69.9%(72 棟)

総 数：103 棟
耐震性あり：72 棟
耐震性なし：31 棟

平成 28 年度(現状)



耐震性あり：68.6%(59 棟)

総 数：86 棟
耐震性あり：59 棟
耐震性なし：27 棟



図 4-8 多数の者が利用する建築物(民間建築物) 耐震化の現状

4-4 避難施設における耐震化の現状

「避難施設」は 20 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 9 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 4 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された住宅建築物は 11 棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は 15 棟であり、現状の耐震化率は 75.0% である。なお、本節の棟数は、「4-2 特定建築物の耐震化の現状」及び「4-3 多数の者が利用する建築物における耐震化の現状」に含まれている。

表 4-17 「避難施設」の耐震化の現状

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の 建築物 E	耐震性を有する 建築物 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する 建築物 C	耐震性が不十分 な建築物 D			
学校(校舎)	2	1	1	-	1	2	100.0
学校(体育館)	2	2	2	-	-	2	100.0
体育館	1	1	1	-	-	1	100.0
公民館	4	1	-	1	3	3	75.0
福祉施設	2	1	-	1	1	1	50.0
集会所	8	3	-	3	5	5	62.5
複合施設	1	-	-	-	1	1	100.0
合 計	20	9	4	5	11	15	75.0

表 4-18 「避難施設」一覧(置戸町 避難所カルテより抜粋加筆)

建築物の名称			構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年	収容 人数	備考
集会所	1	旧秋田小学校	B	2	1,199.90	S31	277	
公民館	2	秋田地区住民センター	W	1	446.31	H10	77	
集会所	3	旧境野小学校	B	1	1,624.17	S31	401	
公民館	4	境野公民館	S	1	498.15	S53	110	H30 改築予定
集会所	5	川南会館	W	1	80.19	H17	16	
集会所	6	常盤会館	W	1	72.04	S55	17	
学校(校舎)	7	置戸小学校校舎	RC	2	3,401.26	H20	388	
学校(体育館)	8	置戸小学校体育館	S	1	782.00	S56		耐震改修済
体育館	9	ファミリースポーツセンター	RC	3	2,986.15	S48	500	耐震改修済
公民館	10	中央公民館・改善センター	RC	2	2,615.08	S61	367	
複合施設	11	おけとコミュニティホール	RC	2	1,497.69	H08	102	
学校(校舎)	12	置戸中学校校舎	RC	3	4,751.34	S52	712	耐震改修済
学校(体育館)	13	置戸中学校体育館	S	2	1,365.00	S52		耐震改修済
集会所	14	川向住民センター	W	1	579.96	H06	103	
集会所	15	拓殖住民センター	W	1	369.36	S58	58	
福祉施設	16	老人いこいの家	W	1	180.83	S54	22	
福祉施設	17	地域福祉センター	RC	1	1,781.80	H10	234	
集会所	18	拓実会館	W	1	80.19	H21	16	
公民館	19	勝山公民館	RC	1	1,093.44	H01	324	
集会所	20	安住中里会館	W	1	204.12	S60	34	
学校	21	置戸高等学校(校舎・体育館)	RC・S	3	4,773.45	H04	486	本計画対象外

※W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、B：ブロック造を示す。

※桃色着色部分：昭和 56 年以前の建築物で耐震性が不十分な建築物を示す。

※灰色着色部分：置戸高等学校は本計画の対象外建築物である。

平成22年度に策定した「前計画」では、避難施設の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできた。

平成28年度末時点の耐震化の現状は、総数20棟のうち、15棟が耐震性を確保しており、耐震化率は75.0%である。「前計画」における耐震化率50.0%を上回ったものの、目標の耐震化率90.0%に届かない状況である。

表 4-19 「避難施設」の耐震化の現状

	平成 22 年度 耐震化率(%)	平成 27 年度 目標耐震化率(%)	平成 28 年度 耐震化率(%)
避難施設	50.0	90.0	75.0

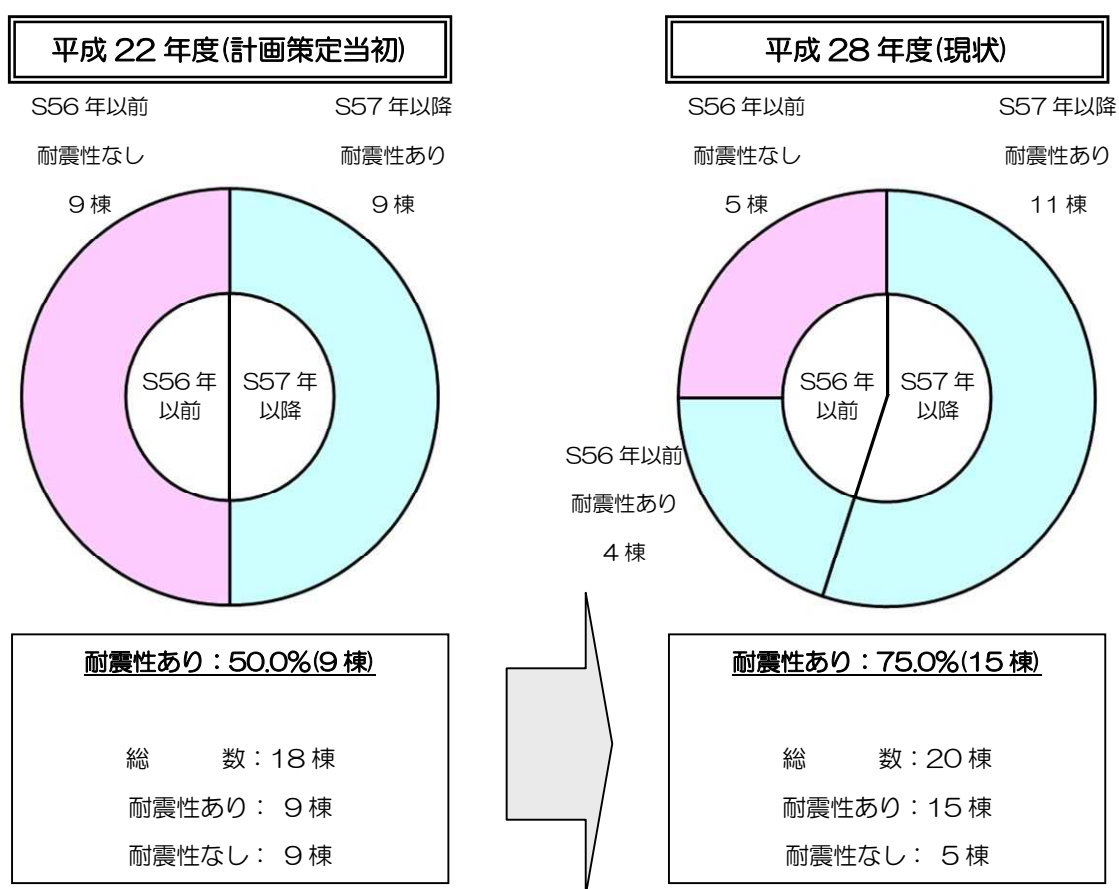


図 4-9 多数の者が利用する建築物(公共建築物) 耐震化の現状

5 建築物の耐震化の目標及び取り組み方針

5-1 耐震化の目標

本計画では、置戸町の耐震化率の現状を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに少なくとも95%とすることを目標とする。

平成32年度 耐震化率の目標

住 宅 建 築 物： 95%

多数の者が利用する建築物： 95%

国においては、新成長戦略(平成22年6月閣議決定)、住生活基本計画(平成23年3月閣議決定)及び日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)を受け、「国の基本方針」を改正し、住宅の耐震化率を平成32年までに少なくとも95%とする数値目標を示すとともに、「国土強靱化アクションプラン2015」において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っている。

また、「北海道耐震計画」においては、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を平成32年までに95%とすることとしている。

これらの国及び北海道の目標を踏まえて、本計画においては、住宅及び多数の者が利用する建築物について、耐震化率の目標を平成32年までに95%として設定し、更なる耐震化の促進に取り組むこととする。

5-2 公共建築物における耐震化の取り組み方針

(1) 優先的に耐震化すべき建築物

優先的に耐震化すべき建築物は、「耐震改修促進法」で定められている住宅建築物と多数の者が利用する建築物である。

(2) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、災害時公共建築物において、庁舎は防災拠点施設、学校・体育館・集会所などは避難施設、診療所などは救護施設として役割を果たすことになり、防災の観点から重要な施設である。

(3) 住宅建築物

「住宅建築物」は 151 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅建築物は 33 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 4 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された住宅建築物は 118 棟である。したがって、耐震性を有する住宅建築物は 122 棟であり、現状の耐震化率は 80.8%である。

「住宅建築物」の耐震化は、平成 32 年度までに耐震化率 95%に引き上げることを目標として取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 29 棟については、取り壊しや国の補助事業などを活用して耐震診断の実施、必要に応じて耐震性が不十分な場合は耐震補強などを調整・検討し、耐震化が図られるように努めるものとする。

(4) 多数の者が利用する建築物

「多数の者が利用する建築物」は 63 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 20 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 5 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された建築物は 43 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 48 棟であり、現状の耐震化率は 76.2%である。

「多数の者が利用する建築物」の耐震化は、平成 32 年度までに耐震化率 95%に引き上げることを目標として取り組むものとする。なお、耐震性が確認されていない 15 棟のうち、置戸町役場庁舎は耐震診断を実施済み(耐震性なし)であり、平成 32 年度に耐震改修工事の予定である。また、境野公民館は平成 30 年度に改築工事の予定である。上記 2 棟(置戸町役場庁舎、境野公民館)を除く耐震性が確認されていない 13 棟については、国の補助事業などを活用して耐震診断の実施、必要に応じて耐震性が不十分な場合は耐震補強などを調整・検討し、耐震化が図られるように努めるものとする。

(5) 避難施設

「避難施設」は 20 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 9 棟、そのうち、昭和 56 年以前でも耐震性を有する建築物は 4 棟である。また、昭和 57 年以降に建設された建築物は 11 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 15 棟であり、現状の耐震化率は 75.0%である。

「避難施設」の耐震化は、平成 32 年度までに耐震化率 95%に引き上げることを目標とし取り組むものとする。その目標に向けて、耐震性が確認されていない 5 棟については、国の補助事業などを活用し耐震診断の実施、必要に応じて、耐震性が不十分な場合は耐震補強などを調整・検討し、耐震化が図れるよう指導に努めるものとする。なお、本節の棟数は、「5-2 公共建築物における耐震化の取り組み方針 (4) 多数の者が利用する建築物」に含まれている。

災害時における「避難施設」は、重要な役割を果たすことになるため、率先して耐震化が図られるように努めるものとする。

5-3 耐震化を促進すべき民間建築物

(1) 耐震化に向けた総合的な取り組み

置戸町は民間建築物の耐震化を図るため、①耐震化に係る啓発、②建築物の所有者への相談体制・情報提供、③耐震改修等に対する支援の3観点から総合的に取り組む。

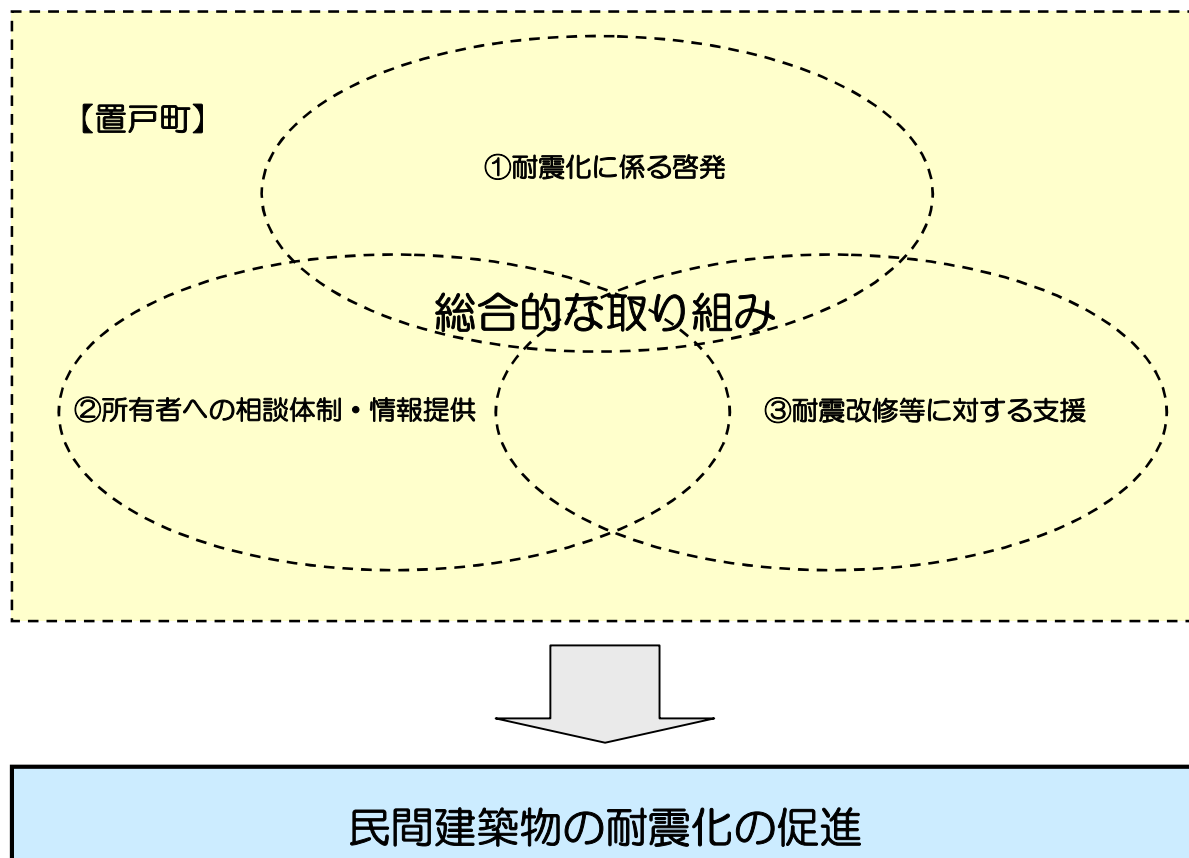


図 5-1 耐震化に向けた総合的な取り組み

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する基本的考え方

住宅や建築物の耐震化は、一義的には、所有者が地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組み、耐震診断及び耐震改修は、原則として、建物所有者自らの責任で行う。個々の住宅や建築物は、連担して町を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは、災害に強いまちづくりを推進する上で不可欠である。このため、置戸町は耐震診断及び耐震改修を促進するために必要な支援を行う。

(3) 耐震化を促進すべき住宅棟数

「住宅建築物」は 1,299 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 762 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 537 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 537 棟であり、現状の耐震化率は 41.3%である。平成 32 年度までに耐震化率 95%とするためには、698 棟の耐震化の促進が必要である。このうち、昭和 56 年以前のうち耐震性を有する建築物が 304 棟(23.4%)であると推定され、耐震化を促進すべき建築物は 394 棟(30.3%)である。

表 5-1 現在の住宅の耐震化率

(単位：棟)

建築物の種類	建築物総数 A=B+C	昭和 56 年以前の建物 B	昭和 57 年以降の建物 C	現状の耐震化率 (%) D=C/A×100
専用住宅	1,204	731	473	39.3
共同住宅	14	3	11	78.6
併用住宅	81	28	53	65.5
合計	1,299	762	537	41.3

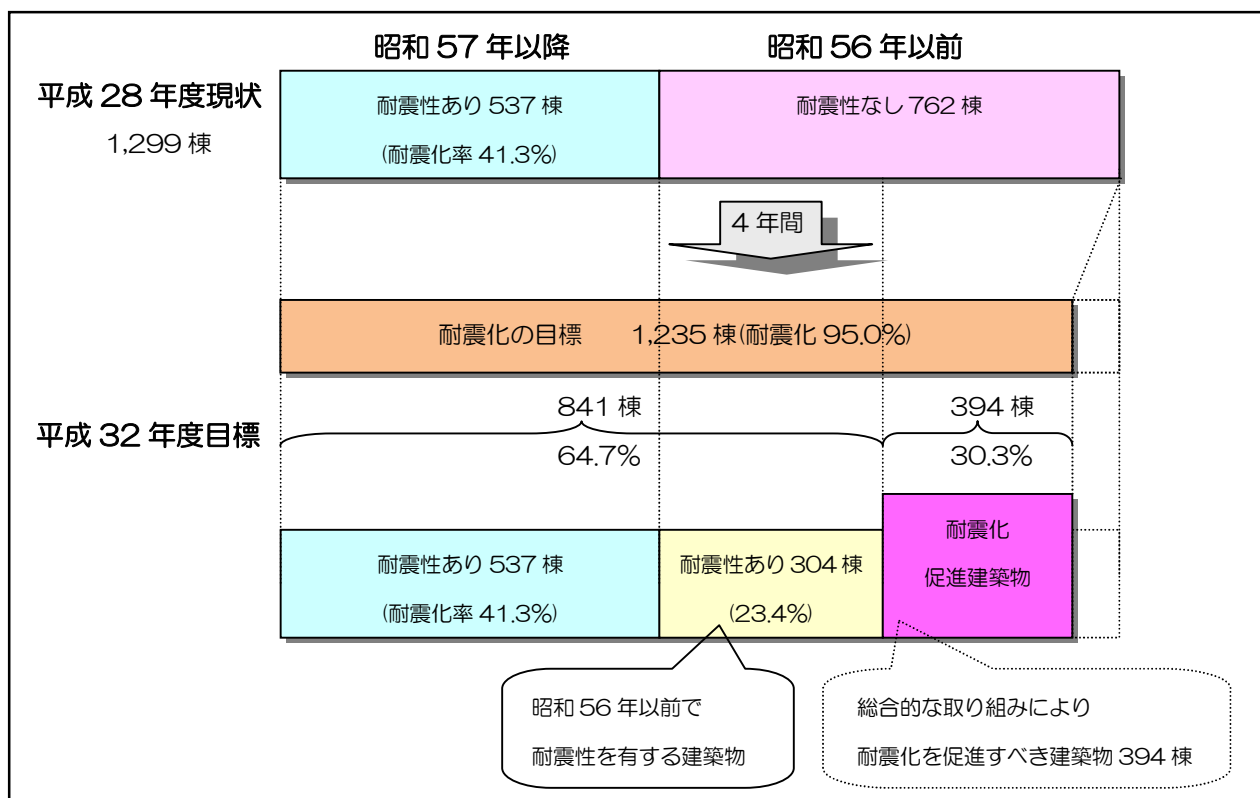


図 5-2 住宅における現状と目標棟数

昭和 56 年以前で耐震性を有する建築物

専用住宅	731	×	0.38	=	277
共同住宅・併用住宅	31	×	0.89	=	27
合計					304 棟

※耐震性を有する建築物：「北海道耐震改修促進計画策定の手引き P.5」より、昭和 46 年～昭和 56 年以前の建築物でも、専用住宅の 38%、共同住宅の 89%が耐震性を有すると確認されている。

(4) 耐震化を促進すべき多数の者が使用する建築物

「多数の者が利用する建築物」は 86 棟であり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 27 棟、昭和 57 年以降に建設された建築物は 59 棟である。したがって、耐震性を有する建築物は 59 棟であり、現状の耐震化率は 68.6% である。平成 32 年度までに耐震化率 95% とするためには、23 棟の耐震化の促進が必要である。

表 5-2 現在の多数の者が利用する建築物の耐震化率

(単位：棟)

建築物の種類	建築物総数 A=B+C	昭和 56 年以前の建物 B	昭和 57 年以降の建物 C	現状の耐震化率 (%) D=C/A×100
多数の者が 利用する建築物	86	27	59	68.6

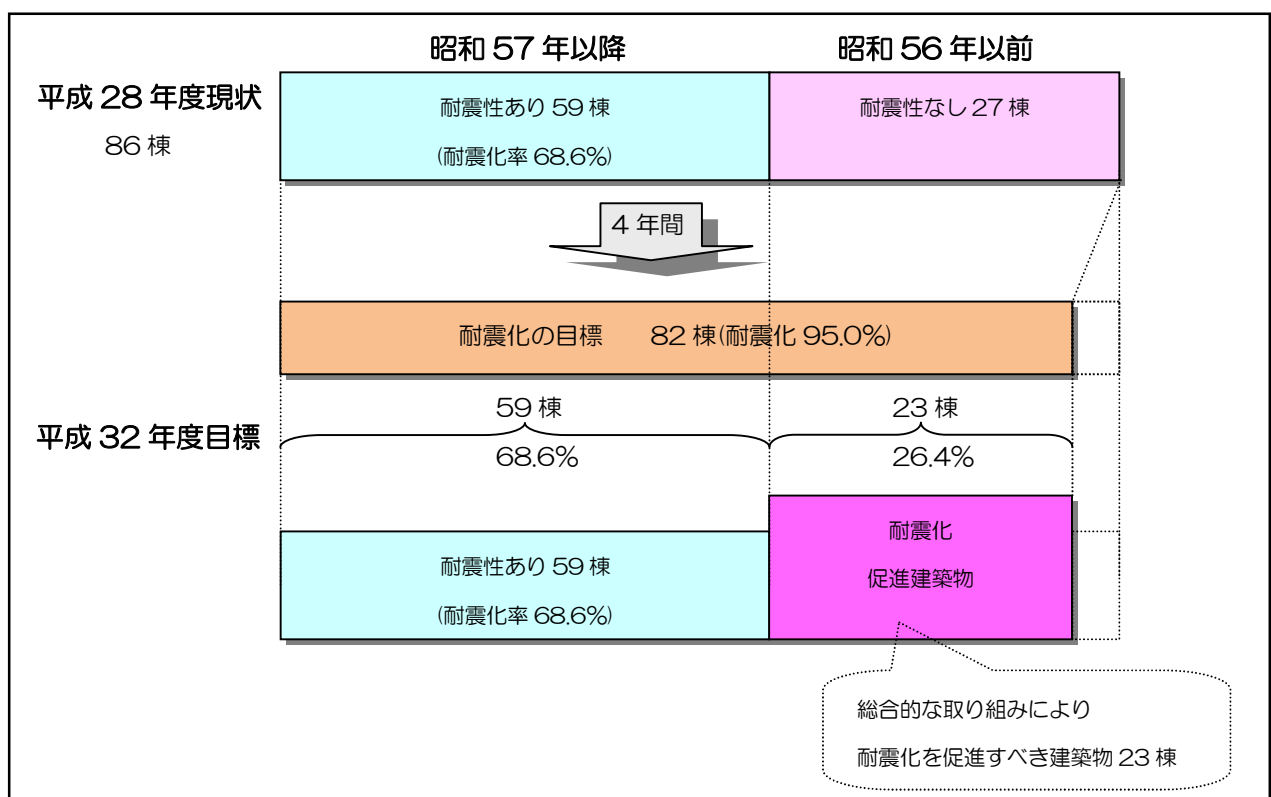


図 5-3 多数の者が利用する建築物における現状と目標棟数

6 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

6-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系

(1) 耐震診断及び耐震改修に係わる相談体制の整備

北海道及び建築関係団体は相互に連携し、町民に対してきめ細かな相談対応が図られるよう、役場庁舎内に相談窓口を設置するものとする。なお、相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるような体制の整備を行うものとする。

1) 相談窓口の充実

相談窓口を設置し、オホーツク総合振興局建築指導課、(財)北海道建築指導センターと連携し、専門家による対応を行うものとする。耐震化に係わる相談のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談窓口とする。

また、近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅の所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備を行うものとする。

2) 相談員の資質向上

相談員の資質向上を図るため、北海道及び(財)北海道建築指導センターと連携し、技術研修会を実施するものとする。また、相談窓口において、「無料耐震診断」を実施するため、耐震診断プログラム研修会などに参加するものとする。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係わる情報提供の充実

建築関係団体及び相談窓口などを通じて、耐震診断及び耐震改修に係わる情報提供や地震対策パンフレットなどの普及・啓発ツールの配布など耐震促進に係わる情報の提供を行うものとする。

1) 情報提供の充実

情報提供の体制として、住宅取得者など消費者が望む多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、役場庁舎内に相談窓口を設置し、住宅やまちづくりに関する各種情報の提供を行うものとする。

また、住宅の所有者や技術者向けの耐震診断及び耐震改修の講習会やセミナーなどを開催、インターネットを活用し住宅に関する身近な情報の提供を行うものとする。「本計画」の中で策定された「揺れやすさマップ」及び「危険度マップ」を有効に活用し、情報の提供を行うものとする。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきであるが、住宅について、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、所有者に対して支援を行うものとする。また、税制優遇措置や国の補助事業(住宅改修補助制度など)に関する情報を提供することにより、耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

1) 住宅の耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず、耐震診断を行う必要がある。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断がある。簡易診断は、行政や一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法である。また、一般診断は通常、建築士や工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものである。

現在、北海道では、戸建て木造住宅を対象とした「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施している。町においても、戸建て木造住宅を対象とした「無料耐震診断」を実施し、耐震改修の必要性について普及・啓発を図るものとする。

2) 住宅の耐震改修に係わる支援

住宅の耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断された住宅については、耐震改修を行う必要があるが、所有者などに相当な費用負担が生じることから自主的に耐震改修を行うことが困難な状況である。そのため、税制優遇措置や国の補助事業(住宅改修補助制度など)を活用するなど検討を行い、所有者負担の軽減を図るものとする。また、住宅の耐久性を高める工事及び住宅の安全上又は防災上必要な工事などに支給される「置戸町住宅改修奨励金」を活用し、所有者負担の軽減を図るものとする。

(4) 住宅売買時における耐震化の促進

宅地建物取引業者に対して、住宅の売買時に説明を義務づけられている重要事項の項目は、宅地建物取引業法に規定されているが、平成18年度から、中古住宅の売買などで、取引の対象となる建築物の耐震診断結果がある場合には、その内容を重要事項として説明することが追加された。

また、中古住宅を取得する場合、旧耐震基準の住宅であっても耐震性があると確認されるものについては、建設年にかかわらず住宅ローン減税を受けることができる。

既存住宅取得者が耐震性能や減税措置の有無など、適切な情報を得た上で契約できるよう、宅地建物取引業者や町民に対して、知識の普及・啓発を図るものとする。

(5) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進

これまでの地震被害は、建築物の構造に起因する建物倒壊のほかに、地盤の液状化現象や窓ガラスの落下、ブロック塀の倒壊、室内家具の転倒などによる人的被害も多く発生している。したがって、地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、建築物の構造を耐震化するだけでは十分であるとはいえない。このため、以下の安全対策について促進を図るものとする。

1) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震により、敷地の崩落などによる被害が発生していることから、敷地に設置されている擁壁の点検などの指導、新規に擁壁を設置する場合における設置基準の周知などを行い、敷地の安全対策に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

また、崖地の崩壊などで危険を及ぼすおそれのある区域においては、必要に応じて、建築物の建築制限の検討を図るものとする。また、既存建築物については、国の補助事業を用いて安全な場所への移転促進の検討を図るものとする。

2) ブロック塀の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、門柱、自動販売機などの倒壊を防止するため、市街地で主要な道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀などにあっては、防災パトロールなどを通して、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準などを遵守させるなど、安全性の確保について普及・啓発を図るものとする。

3) 窓ガラスなどの落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要な道路などに面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物などで落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者などに対して改善指導を行うものとする。

4) 大規模空間の天井崩落対策

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生した。これらの被害を踏まえ、国土交通省の基準などに基づき、町有施設の対策を講じるとともに、建築物の所有者などに対して安全対策の普及・啓発を図るものとする。

5) エレベーターの閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生している。

これらの被害を防止するため、建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し、最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスクなどを周知するなど、安全性の確保の促進を図るものとする。

6) 家具の転倒防止対策

家具などの転倒による被害を軽減するため、所有者に対して、家具の固定方法などについて普及・啓発を図るものとする。

6-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発及び知識の普及

(1) 危険度マップの作成・公表

置戸町において想定される地震「揺れやすさマップ」や、それによる被害状況「危険度マップ」を有効に活用し、避難施設や緊急輸送道路などを示した総合的な「危険度マップ」を作成し、公表するものとする。「危険度マップ」は、町広報紙やホームページなどで公表して、周知や啓発を行うものとする。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のパンフレット作成・配布

「地震防災マップ」の作成・公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順について普及・啓発を図るものとする。そのため、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般普及・啓発パンフレットやポスターなどを作成し、建築関係団体と連携しながら、相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するものとする。

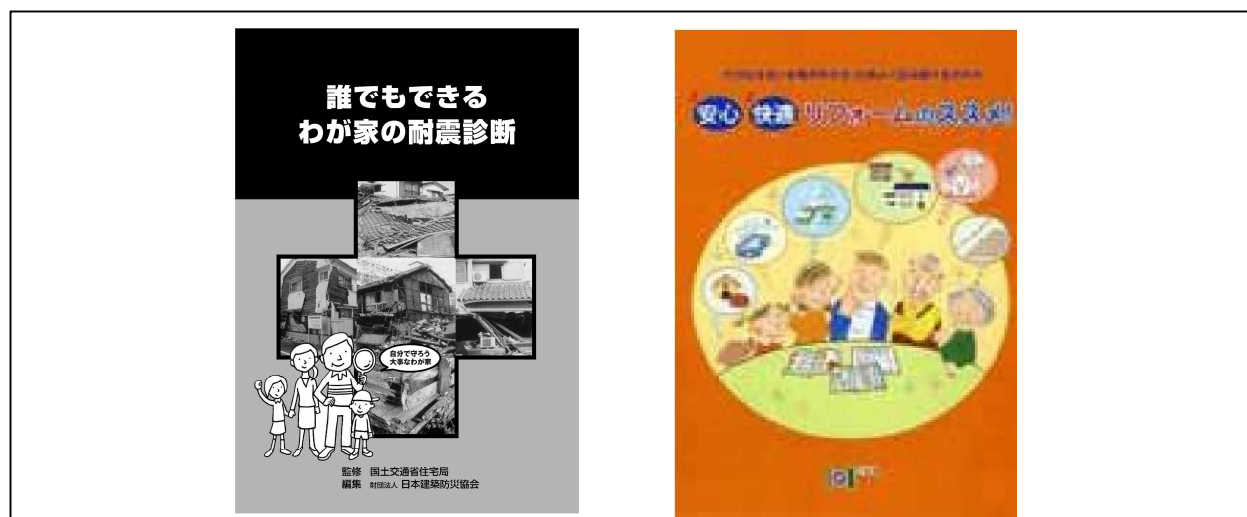


図 6-1 普及・啓発パンフレット

(3) 町内会などとの連携

地域において町内会などは、災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平時における地震時の危険箇所の点検や、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待される。

そのためには、防災担当部局と連携を図りながら、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成など幅広い取り組みを行うことが必要である。

このような、地域単位の取り組みを支援する施策を講じるとともに、北海道、町内会、自主防災組織、建築関係団体などと連携し、住宅・建築物の地震防災対策普及の配布や必要な情報提供などを行うものとする。

置戸町耐震改修促進計画
平成 29 年 4 月

置戸町役場 施設整備課
〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸 181 番地
TEL : 0157-52-3314
FAX : 0157-52-3353